

第4編

計画を推進するために （行革プラン2019）

第1章 行革プラン2019の概要

第2章 行革プラン2019の取組

第3章 行革プラン2019の関連資料

第1章 行革プラン2019の概要

第1節 位置付け

第1編から第3編までにおいては、調布市基本計画の全体像などのほか、施策の体系を整理するとともに、各施策の方向や基本的取組と併せて、基本計画事業を示しました。

第4編では、調布市基本計画の分野別計画に位置付ける各施策・事業を着実に推進していくため、市政経営の2つの基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」、「持続可能な市政経営」を踏まえ、調布市基本構想に掲げたまちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢を柱とする、調布市における行財政改革の具体的な取組である行革プラン2019を示します。

行革プラン2019において、これまでの行財政改革の取組と同様に、限りある経営資源を効果的・効率的に最大限活用する中で、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくことを目指します。

第2節 策定の背景

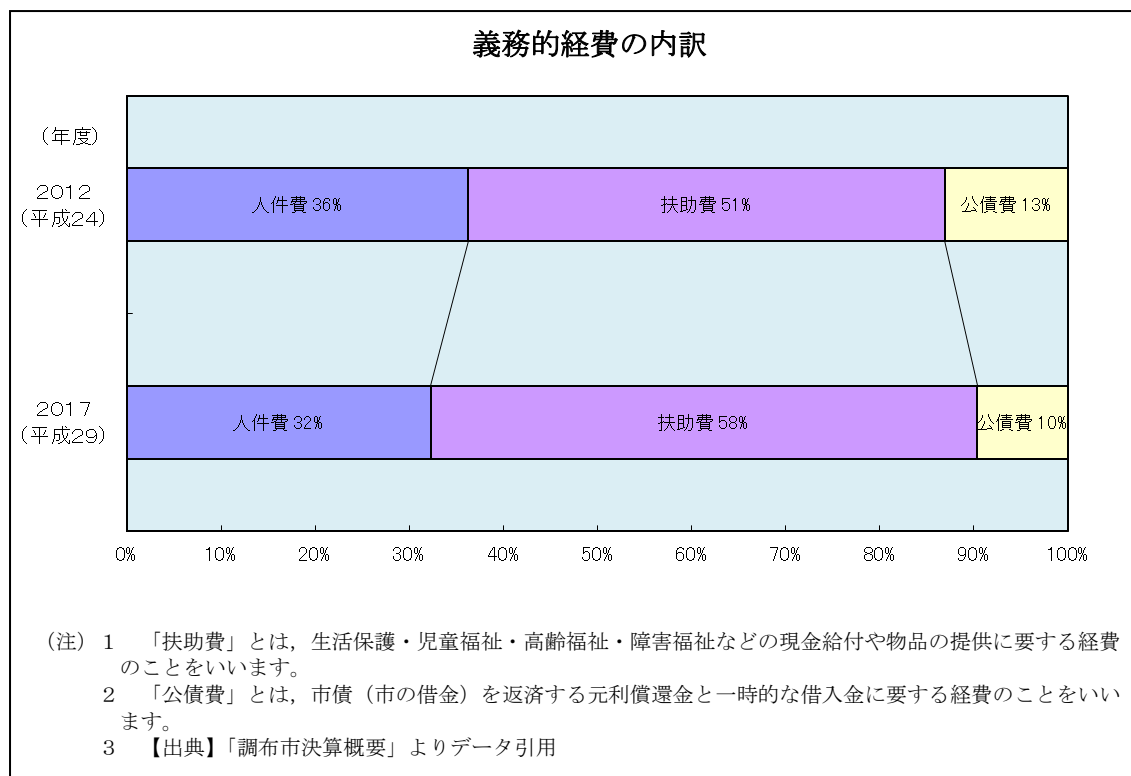
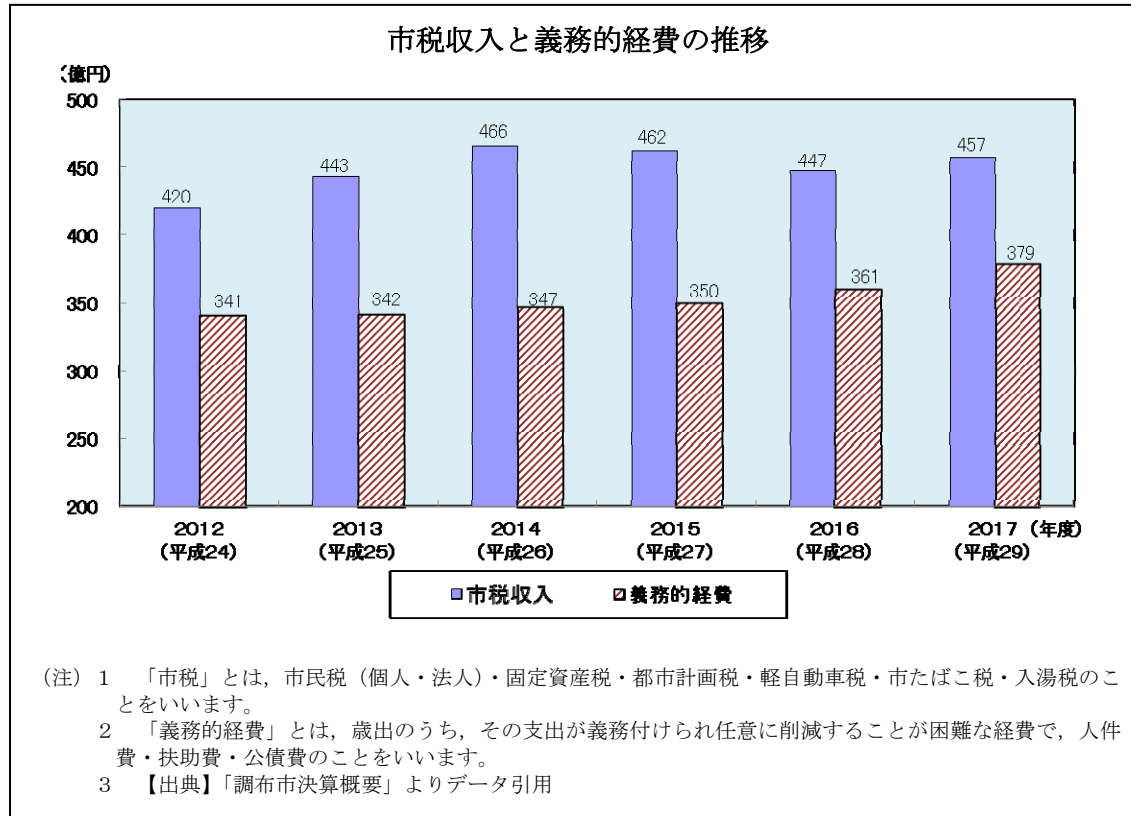
調布市では、1994（平成6）年8月以降の2次にわたる「調布市行財政改革指針」や2001（平成13）年4月以降の4次にわたる「調布市行財政改革アクションプラン」、更には、2013（平成25）年4月からの「行革プラン」に基づき、継続的に行財政改革に取り組んできました。

その中では、参加と協働の仕組みづくりや市政に対する信頼性の確保、職員の人材育成などといった取組である「質の改革」、事務事業や人事・給与制度の見直し、常勤職員定数の抑制、歳入の確保などといった「量の改革」に関する取組を推進し、一定の成果につなげてきました。

行革プラン2013・行革プラン2015における主な取組	
<p>市民参加と協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆調布市パブリック・コメント手続条例の制定 ◆調布市審議会等の会議の公開に関する条例の制定 ◆様々な手法を活用した市政情報の提供（ツイッター、フェイスブック、動画、画像） 	<p>人事・給与制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆退職手当支給水準の見直し ◆通勤手当・住居手当・扶養手当の見直し ◆チューター制度の導入 ◆昇任試験制度の見直し（受験資格、試験内容）
<p>事務の効率化，民間活力の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公共料金一括支払システムの導入 ◆学童クラブ・ユーフォーの一体的運営及び民間活力の活用 ◆学校給食調理業務における民間活力の活用 ◆武者小路実篤記念館における指定管理者制度の導入 	<p>歳入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆広告料収入等の確保（官民連携による歳出の抑制を含む） ◆市税及び国民健康保険税収納率の維持・向上 ◆普通財産の貸付・売払い，未利用道路・水路の売払い

第4編 計画を推進するために（行革プラン2019）

市政を取り巻く状況として、今後、市税収入をはじめとした一般財源の大幅な伸びは期待できません。その一方で、社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対応に係る経費など、様々な財政需要が見込まれます。こうした厳しい環境の中で、調布市基本計画に位置付けた各施策・事業の着実な推進を図っていかねばなりません。



第4編 計画を推進するために（行革プラン2019）

また、様々な法改正や制度改正への的確な対応をはじめ、社会環境の変化や多様化・複雑化する市民ニーズへの対応のほか、国や東京都からの権限移譲などに伴い、市における業務量も増加しています。そのため、今後においても質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくためには、効果的・効率的な市民サービスの提供や事務の効率化等を図るうえで、情報通信技術

（ICT）等の効果的な活用の検討、実践に取り組むとともに、費用対効果を踏まえた積極的な民間活力の活用に取り組む必要があります。併せて、女性職員の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた時間外勤務の縮減や多様な働き方の推進など、職員の働き方の見直しも進めていく必要があります。

その他にも、将来的に見込まれる人口構造の変化のほか、公共施設の老朽化や管理運営費、改修・更新費の縮減、財政負担の平準化など、市におけるインフラを含む公共施設全体を取り巻く課題に対応していくため、調布市公共施設等総合管理計画に基づく、長期的な視点による公共施設等マネジメントの取組を推進していく必要があります。

これらのことを踏まえ、今後も引き続き、あらゆる角度からの「財源確保」と創意工夫に基づく「経費縮減」を基本とする見直し、改革・改善に継続的に取り組むことが必要です。

このため、調布市では、第4編において、調布市基本構想第4章「まちの将来像の実現に向けて」に掲げた3つの基本的な姿勢である「市民が主役のまちづくり」、「市民のための市役所づくり」、「計画的な行政の推進」を具現化するための取組として、行革プラン2019の内容を示し、不断の行財政改革に取り組んでいきます。

第3節 策定の視点

行革プラン2019では、2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までを計画期間とした行革プラン2015における体系や個別プランを発展的に継承しています。また、具体的な取組となる個別プランについては、行革プラン2015に位置付けた各プランの進捗状況や取組課題のほか、行革プラン2015の策定後における社会環境の変化や国・東京都における取組の動向等を踏まえて、必要な見直しや新たな取組の検討、実践を進めることとします。併せて、計画期間中における一般財源や様々な財政需要の見通しを踏まえた中で、調布市基本計画に位置付ける各施策・事業の着実な推進を図るため、「事務の効率化」、「アウトソーシングの推進」、「公共施設等マネジメントの推進」の3つを重要な視点として捉え、これまで以上に取組の推進を図ることとします。

また、これまでと同様に、限られた経営資源を効果的・効率的に活用し、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していく観点から、職員の育成や意識改革などの「質的な改革」と費用対効果を踏まえたコスト縮減などの「量的な改革」を両立させながら、「最少の経費で最大の効果」を目指していきます。

その他、社会環境の変化や地方分権の進展に伴う国・東京都からの権限移譲のほか、市民ニーズの多様化・複雑化などにより、市行政に対する需要は引き続き増加傾向にあることを踏まえると、従来どおりのやり方では、十分に対応することは難しいため、行政の役割や行政運営の仕組みを見直すとともに、様々なサービスの提供においては、スクラップ・アンド・ビルドや水準の引き下げも含めた視点を持ちながら、見直し、改善に取り組む必要があります。

行革プラン2019における取組のポイント（3つの重要な視点）

事務の効率化

現状における業務の内容や進め方の検証（業務分析）などを踏まえ、業務フローの見直しによる簡素化や、ICT、AI^{※1}、RPA^{※2}などの活用による効率化に取り組みます。

※1 AI（Artificial Intelligence）：人工知能のこと

※2 RPA（Robotic Process Automation）：人が行う定型的なパソコン操作を自動化するソフトウェアのこと

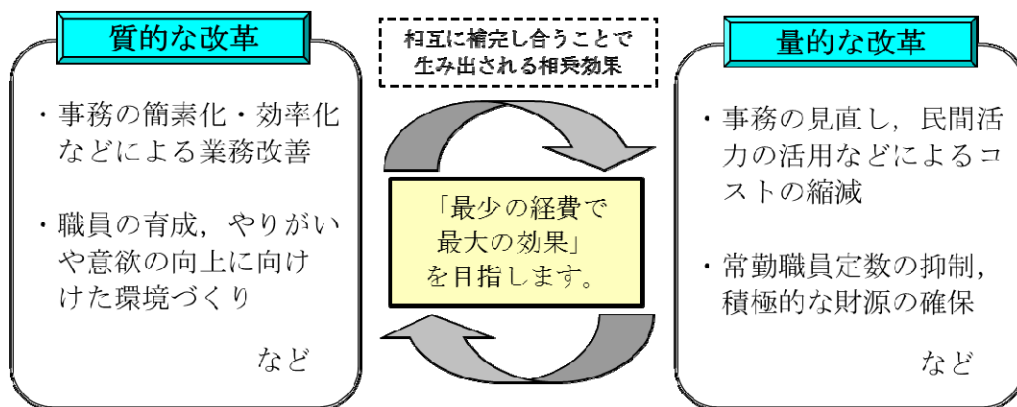
アウトソーシングの推進

公立保育園や児童館の運営，学校給食調理業務のほか，庁内における窓口及び内部事務なども含めて，幅広く民間活力の活用に取り組みます。

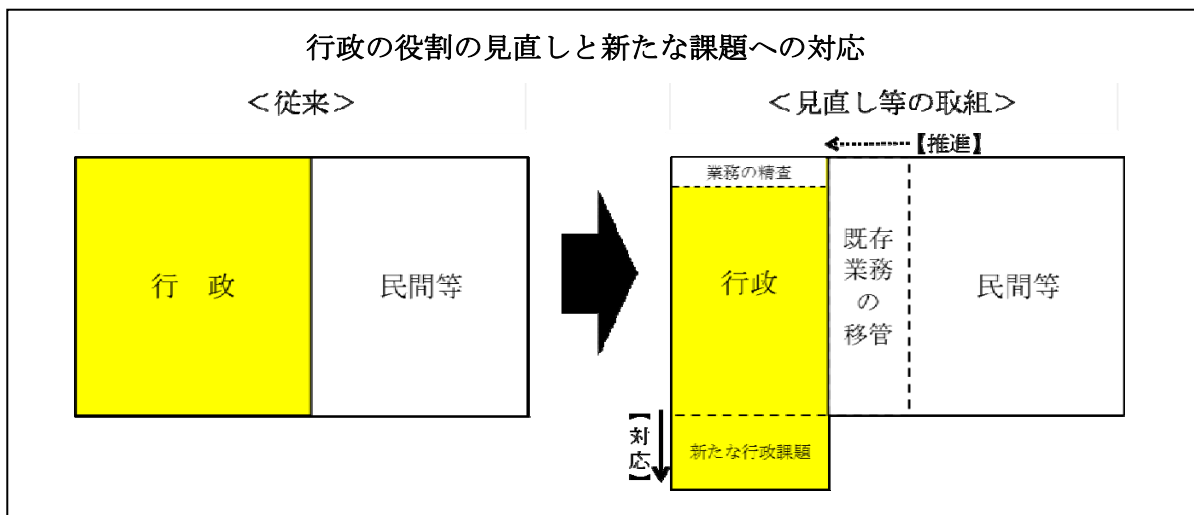
公共施設等マネジメントの推進

調布市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき，個別施設の在り方，方向性を示す（仮称）公共施設マネジメント計画の策定や，市庁舎，グリーンホール，総合福祉センター，学校施設の整備のほか，官民連携モデル事業（クリーンセンター跡地活用事業）などに取り組みます。

「質的な改革」と「量的な改革」の両立



行政の役割の見直しと新たな課題への対応



第4編 計画を推進するために（行革プラン2019）

なお、行革プラン2019においても、引き続き、2013（平成25）年4月に施行した「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を具現化するための取組を位置付けており、参加と協働をより一層高める取組や市政運営の効率化に資する取組を推進していきます。

調布市自治の理念と 市政運営に関する基本条例		行革プラン2019	
条項	項目	プラン番号	プラン名
第8条	情報公開	プラン4	積極的な市政情報の提供
		プラン5	適切な公文書管理の推進
第9条	参加と協働の推進	プラン1	市民参加と多様な主体との連携・協働の推進
第10条	コミュニティへの支援	プラン1	市民参加と多様な主体との連携・協働の推進【再掲】
		プラン2	市民活動・地域コミュニティ活動に関する支援の推進
		プラン3	コミュニティ施設の在り方検討
第11条	政策法務	プラン23	政策法務能力の向上
第13条	財政	プラン26	補助金と受益者負担の適正化
		プラン28	財政規律ガイドラインに基づく財政運営
第14条	行政評価	プラン25	PDCAMマネジメントサイクルによる行財政運営
		プラン29	事務事業等の見直し、改善による経常経費の縮減
第15条	組織	プラン6	組織体制の整備
第16条	危機管理	プラン17	災害対応能力の向上
		プラン18	新型インフルエンザ等への対応
第17条	職員	プラン21	人材の確保とやりがいや意欲を高める仕組みづくり
		プラン22	人材育成基本方針に基づく研修の推進
第19条	他の地方自治体、 国等との連携及び協力	プラン17	災害対応能力の向上【再掲】

第4節 計画期間及び体系

行革プラン2019については、調布市基本計画において、分野別計画などと一体的に示している取組であることを踏まえ、市長任期と連動した調布市基本計画の計画期間と同様に、2019（平成31）年度から2022（平成34）年度までの4年間としています。

計画期間												
年度	西暦 (平成)	2013 (25)	2014 (26)	2015 (27)	2016 (28)	2017 (29)	2018 (30)	2019 (31)	2020 (32)	2021 (33)	2022 (34)	
基本構想	基本構想（2012(平成24)年6月19日議決・策定）											
基本計画	前期基本計画			修正基本計画				後期基本計画				
	時点修正	→										
	行革プラン2013			行革プラン2015				行革プラン2019				
	時点修正	→										

また、体系については、行革プラン2015と同様に、調布市基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向けた、まちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢「市民が主役のまちづくり」、「市民のための市役所づくり」、「計画的な行政の推進」を柱として、4つの方針とそれらに連なる個別プラン（41プラン）で構成しています。

計画の体系	
3つの柱・4つの方針・41のプラン	
＜第1の柱＞ 市民が主役のまちづくり	
方針1	参加と協働のまちづくりの実践（5プラン）
＜第2の柱＞ 市民のための市役所づくり	
方針2	効率的な組織体制の整備（15プラン）
方針3	人材の確保・育成（4プラン）
＜第3の柱＞ 計画的な行政の推進	
方針4	計画行政の推進（17プラン）

第4編 計画を推進するために（行革プラン2019）

なお、4つの方針である「参加と協働のまちづくりの実践」、「効率的な組織体制の整備」、「人材の確保・育成」、「計画行政の推進」においては、それぞれ以下の視点に基づいて、個別プランを位置付けています。

方針1 参加と協働のまちづくりの実践

地方分権の進展により、市民と行政がまちづくりの方向性を共有し、その実現に向けて、市民参加と多様な主体との連携・協働によるまちづくりを進めることが重要な取組の一つとなっています。

そのため、様々な市民活動や地域コミュニティ活動の活性化につなげるためのコーディネートや活動の場の提供のほか、市政情報のより分かりやすい提供、調布市が保有する様々なデータの公開などによる市民との情報共有の推進、更には、市民等による情報の発信などを通じた地域の情報化を進めていく必要があります。

また、行政だけでは多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かに対応することが困難になってきていることを踏まえ、参加と協働によるまちづくりをより一層進めるに当たっては、より良い市民サービスの提供や行政の効率化につなげる視点ももちながら取組を推進していきます。

方針2 効率的な組織体制の整備

質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していく観点から、限られた経営資源を効果的・効率的に活用し、最少の経費で最大の効果を目指していく必要があります。

社会環境の変化や法改正・制度改正、市民ニーズの多様化・複雑化に適切に対応していくためには、簡素で効率的な組織体制を整備するとともに、組織横断的に取り組むべき課題については、庁内における情報共有や調整の場の充実を図るなど、庁内の連携を推進していきます。

また、官と民との役割分担の下、民間に委ねることが可能なものについては、民間活力の活用を幅広く検討し、調布市の監理団体の活用も含め、市民サービスを提供する主体の見直しに取り組んでいきます。併せて、近年はICTの進展のほか、AI^{※1}、IoT^{※2}、RPA^{※3}などといった先進技術も日々進歩しており、地方公共団体の業務において活用される事例も見られることから、引き続き、情報セキュリティに留意しつつ、サービス向上や事務の簡素化・効率化の観点も踏まえた活用を検討していきます。

なお、地方自治法の改正に伴い、地方公共団体における事務の適正な執行の確保に関する取組が求められていることを踏まえ、日常業務における不適正な事案の発生防止などに関する取組と合わせて、災害発生時の対応等も含めた、様々な業務リスクへの対応に関する取組を推進していきます。

※1 AI (Artificial Intelligence) : 人工知能のこと

※2 IoT (Internet of Things) : あらゆるモノがインターネットにつながる仕組みのこと

※3 RPA (Robotic Process Automation) : 人が行う定型的なパソコン操作を自動化するソフトウェアのこと

方針3 人材の確保・育成

市政を取り巻く社会環境が変化する中で、高度化・複雑化する行政課題に適切かつ柔軟に対応できる知識や能力を有する人材の確保と育成に取り組む必要があります。

そのため、調布市人材育成基本方針及び調布市特定事業主行動計画に基づき、市政の担い手として、全ての職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って職務に取り組むことができるよう、人事・研修制度の適切な運用・改善等を行うとともに、女性職員の活躍推進の観点も含めた働き方の見直しなどにより、ワーク・ライフ・バランスを推進するなど、人材を確保・育成していく環境整備に取り組んでいきます。

なお、地方公務員法等の改正に伴い新たに導入される会計年度任用職員制度については、庁内関係部署との情報共有や連携を図りながら、適切かつ円滑な導入に努めていきます。

方針4 計画行政の推進

持続可能な市政経営を推進するために、「選択と集中」を図りながら、PDCAマネジメントサイクルにより、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し、計画・行財政改革・予算が一体となった行財政運営を推進する必要があります。

財政の健全性維持に関しては、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、引き続き、適切な収納事務の推進と併せて、あらゆる角度からの積極的な財源確保などに努めるほか、事務事業等の見直し、改善の取組を通じた経常経費の縮減に取り組んでいきます。

また、益々重要性が高まっている公共施設及びインフラマネジメントに関する取組については、調布市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、総量抑制や適正配置、長寿命化やライフサイクルコストの縮減、民間活力の活用の視点を踏まえ、現状や課題等を整理しつつ、各施設の今後の在り方も含めた総合的かつ計画的な管理について、庁内横断的な連携を図りながら総合的に検討していきます。

第5節 推進体制

行革プラン2019の推進に当たっては、各個別プランの所管部署との連携を図る中で、取組状況や課題等の把握に努め、PDCAマネジメントサイクルによる進行管理を推進します。

また、個別プランにおける取組の着実な推進につなげるため、庁内における行政経営会議のほか、行政外部の広範な視点から意見聴取を行う調布市行財政改革推進会議を活用します。更に、毎年度の取組実績や成果等については、市民に分かりやすく公表します。

なお、行革プラン2019では、具体的な取組内容を年度別計画*として示していますが、PDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行う中で、進捗状況や市政を取り巻く社会環境の変化等に応じ、柔軟に取組の見直し等を行っていきます。

*計画期間における個別プランの年度別計画については、今後示していきます。

参考 個別プランの体系

第1の柱 市民が主役のまちづくり

【方針1】 参加と協働のまちづくりの実践	
基本的取組1-1 参加と協働のまちづくりの実践	
プラン1	市民参加と多様な主体との連携・協働の推進
基本的取組1-2 参加と協働の推進のための環境整備	
プラン2	市民活動・地域コミュニティ活動に関する支援の推進
プラン3	コミュニティ施設の在り方検討 新規
基本的取組1-3 市政情報の積極的な提供	
プラン4	積極的な市政情報の提供
プラン5	適切な公文書管理の推進

第2の柱 市民のための市役所づくり

【方針2】 効率的な組織体制の整備	
基本的取組2-1 効率的で機能的な組織・システムづくり	
プラン6	組織体制の整備
プラン7	監理団体の活用・連携の強化
プラン8	情報システムの総合的かつ計画的な管理の推進
プラン9	事務の簡素化・効率化の推進 新規
基本的取組2-2 市民サービス提供主体の見直し	
プラン10	民間活力の活用
プラン11	公立保育園における民間活力の活用
プラン12	児童館における民間活力の活用
プラン13	学校給食調理業務における民間活力の活用
プラン14	指定管理者制度の活用
プラン15	マイナンバー制度の適切な運用
プラン16	窓口サービス及び内部事務における民間活力の活用 新規
基本的取組2-3 市民に信頼される市政の推進	
プラン17	災害対応能力の向上
プラン18	新型インフルエンザ等への対応
プラン19	業務リスクへの対応 新規
プラン20	多様な契約手法の検討・活用

【方針3】 人材の確保・育成

基本的取組3-1 人材の確保・育成と意欲の向上

プラン21	人材の確保とやりがいや意欲を高める仕組みづくり
プラン22	人材育成基本方針に基づく研修の推進
プラン23	政策法務能力の向上

基本的取組3-2 誰もが活躍できる職場環境づくり

プラン24	ワーク・ライフ・バランスの実現と誰もが活躍できる職場環境づくりの推進
プラン9	事務の簡素化・効率化の推進 新規 【再掲】

第3の柱 計画的な行政の推進

【方針4】 計画行政の推進

基本的取組4-1 PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営

プラン25	PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営
プラン26	補助金と受益者負担の適正化
プラン27	行財政改革推進会議の活用

基本的取組4-2 健全な財政運営

プラン28	財政規律ガイドラインに基づく財政運営
プラン29	事務事業等の見直し、改善による経常経費の縮減 新規
プラン30	積極的な財源の確保と財政負担の抑制
プラン31	普通財産の有効活用・処分
プラン32	市税収納率の維持・向上
プラン33	国民健康保険税収納率の維持・向上
プラン34	給付・医療費の適正化
プラン35	債権管理の推進

基本的取組4-3 公共施設等マネジメントの推進

プラン36	公共施設マネジメントの推進
プラン37	インフラマネジメントの推進 新規
プラン38	市庁舎の長寿命化等と将来的な更新の検討
プラン39	グリーンホール及び総合福祉センターの在り方検討、整備の推進 新規
プラン40	学校施設における長寿命化等の推進 新規
プラン41	官民連携手法によるクリーンセンター跡地活用の推進 新規

第2章 行革プラン2019の取組

第1節 市民が主役のまちづくり

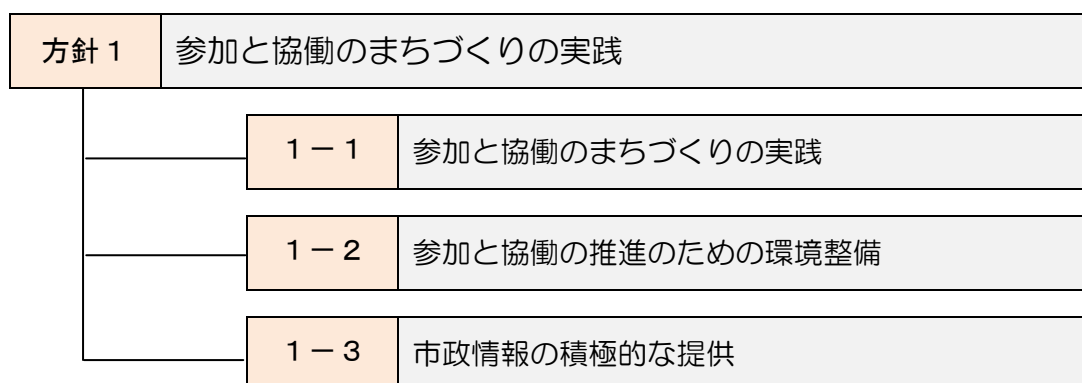
方針1 参加と協働のまちづくりの実践

目的	対象	市民，地域コミュニティ，NPO等団体，調布市職員
	意図	市民と必要な情報を共有しながら，多様な主体の活動を活性化するとともに連携を図ることで，参加と協働のまちづくりを進める

✚ 取組の視点

様々な参加と協働の仕組みを活用しつつ，実践を踏まえた運用改善を継続しながら，市民や市民活動団体，民間事業者等といった多様な主体との連携を図る中で，市民と行政の適切な役割分担の下，参加と協働によるまちづくりを一層推進します。

✚ 基本的取組の体系



✚ 現状と課題

- 多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かく対応するためには，市民や各種団体等の多様な主体の活動を促進し，共に考え，共に公共を担う参加と協働によるまちづくりが重要となっています。
- 調布市における市民参加と協働の基本的なルールである調布市市民参加プログラムや，職員向けの手引きである市民参加手続ガイドライン，協働推進ガイドブックに基づく取組を推進しています。また，調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を具現化する取組として，調布市パブリック・コメント手続条例，調布市審議会等の会議の公開に関する条例を施行し，適切に運用することで市民により開かれた市政を推進し，市政運営における公平性の確保・透明性の向上を図っています。
- 参加と協働に関するルール等の適切な運用やこれまでの実践を踏まえた市民参加手法全般の運用改善・創意工夫に取り組みながら，参加と協働のまちづくりを推進する必要があります。
- 参加と協働の前提として，市民と市政の情報共有を図ることが重要であるため，様々な広報メディア等を活用したより効果的な情報提供や市が保有するデータの公開に取り組むことと併せて，市民等が主体となった地域の様々な情報発信などにおいて，多様な主体との連携を図る必要があ

ります。

✚ 基本的取組の内容

1-1 参加と協働のまちづくりの実践

◆市民参加・協働に関するルールに基づく実践

調布市市民参加プログラムをはじめ、市民参加手続ガイドライン、協働推進ガイドブックに基づき、様々な行政活動に関して、その内容に応じた適切な市民参加手続や協働事業の実践に努めるとともに、調布市パブリック・コメント手続条例及び調布市審議会等の会議の公開に関する条例の適切な運用を図ります。

◆市民参加手法の運用改善，創意工夫

今後も参加と協働のまちづくりを推進していくため、市民参加手続や協働事業の実践状況を把握し、市民参加プログラム等に基づく実践を踏まえた市民参加プログラム等の課題整理を行い、市民参加プログラム等の見直しも含めて、市民参加手法全般の運用改善や創意工夫に継続して取り組みます。

◆多様な主体との連携

多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かに対応していくため、多様な主体との連携によるまちづくりを進め、より良い市民サービスの提供などにつなげていきます。また、必要な地域情報を必要な人に分かりやすく届けられる環境づくりの観点から、市民等による地域の情報化においても、多様な主体との連携を図ります。

プラン1	市民参加と多様な主体との連携・協働の推進	担当課	政策企画課，協働推進課， 情報管理課，関係各課
内容	市民参加と協働を一層推進するため、調布市審議会等の会議の公開に関する条例や調布市パブリック・コメント手続条例の適切な運用を図るとともに、これまでの参加と協働の実践を通じた課題整理を踏まえて、幅広い意見の把握や多様な主体との連携につながるよう、運用改善や創意工夫に引き続き取り組む中で、調布市市民参加プログラム等の見直しにつなげていきます。さらに、多様な主体との地域の情報化における連携を図ります。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆パブリック・コメント手続条例などの適切な運用 ◆市民参加・協働の実践を踏まえた課題整理・運用改善 ◆市民参加プログラム等の課題整理・見直し検討 ◆多様な主体との協働，連携 ◆市民等による地域の情報化における多様な主体との連携 		

1-2 参加と協働の推進のための環境整備

◆市民活動・地域コミュニティ活動の促進

地域における自主的な市民活動・地域コミュニティ活動の継続や更なる活性化を図るため、市民活動支援センターにおける効果的・効率的な活動支援と併せて機能の運用改善を進めます。

コミュニティ活動をはじめ、市民の様々な活動拠点として利用されているふれあいの家の今後の在り方について、高齢化等による社会環境の変化など、地域コミュニティを取り巻く現状を踏まえ、地域福祉センターを含めたコミュニティ施設全体の中で検討します。

プラン2	市民活動・地域コミュニティ活動に関する支援の推進	担当課	協働推進課
内容	市民活動・地域コミュニティ活動の更なる活性化につなげるため、市民活動支援センターにおける様々な相談への対応や情報発信、コーディネート等の取組を推進します。また、交流事業のほか、地域活動情報紙や地域コミュニティサイト「ちょみっと」を活用した市民活動のきっかけづくりを推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民活動・地域コミュニティ活動の支援に関する取組の検討、実施 ◆市民活動支援センターにおける取組実績の検証及び運用改善の検討 ◆地域活動情報紙を活用した市民活動のきっかけづくり ◆地域コミュニティサイト「ちょみっと」を活用した情報提供及び情報共有 		

プラン3	コミュニティ施設の在り方検討	新規	担当課	協働推進課
内容	市民の様々な活動の拠点として利用されている地域福祉センター及びふれあいの家について、市民ニーズや求められる機能のほか、双方の施設の関係性、施設運営上の課題を踏まえて、コミュニティ活動の場の確保方策も含めた今後の在り方を検討・整理します。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉センターの利活用促進に関する取組の検討 ◆ふれあいの家における管理運営上の課題整理及び課題を踏まえた対応の検討 ◆コミュニティ施設の今後の在り方に関する考え方の整理 			

1-3 市政情報の積極的な提供

◆市民への積極的な情報の提供

個人情報保護に十分留意しながら、市民との情報の共有などを推進するため、市報やホームページをはじめ、フェイスブック、ツイッター、調布エフエムなど、様々な広報メディアの特徴を生かし、調布のまちの魅力も含めて、市民や関係機関等とも連携を図りながら、積極的な情報発信を推進します。また、引き続き、報道機関や地域メディアにも積極的に情報提供するなど、効果的・効率的に市政情報を提供していきます。

◆適切な公文書の管理

市政の透明性・信頼性向上の観点を踏まえ、市民共有の財産である公文書を今後も適正に管理・保存・公開するなど、適正な公文書管理事務を推進していきます。

プラン4	積極的な市政情報の提供	担当課	広報課、総務課
内容	紙面・インターネット・映像など多様な広報メディアの特徴を生かした効果的な情報提供、魅力発信と併せて、市が保有する様々なデータを市民や事業者などが利用しやすい形式で公開・更新します。また、社会環境の変化を踏まえた各種広報媒体の有効性を検証し、より効果的・効率的な情報提供を推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ソーシャルメディア※¹などを活用した市政情報の提供及び調布のまちの魅力発信 ◆ウェブアクセシビリティ※²に配慮したホームページコンテンツの作成、修正 ◆現在の広報手法の検証及びより効果的な手法の検討、活用 ◆ホームページのリニューアル ◆調布市が保有するデータの公開、更新及びオープンデータ※³化 		

※1 誰もが参加できる広範的な情報発信技術を用いて、ユーザー同士が情報を交換(送受信)することで成り立つメディアのこと

※2 障害の有無や年齢などの条件に関係なく、誰もが同じようにインターネット上で提供される情報を利用できること

※3 行政が保有しているデータを、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールにより公開すること

プラン5	適切な公文書管理の推進	担当課	総務課
内容	文書管理システムの適切な運用や研修等を通じて、適正な公文書管理事務を推進することで、市政の透明性・信頼性を高めるとともに、市民共有の財産である公文書の適切な管理・保存・公開に取り組みます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆文書管理システムを活用した公文書の作成、管理、保存、公開及び電子処理 ◆非現用文書※の整理、修復、デジタル化（紙資料のデータ化） ◆公文書の適切な管理に関する職員の意識向上に向けた研修などの実施 		

※保存期間が満了した公文書のこと

第2節 市民のための市役所づくり

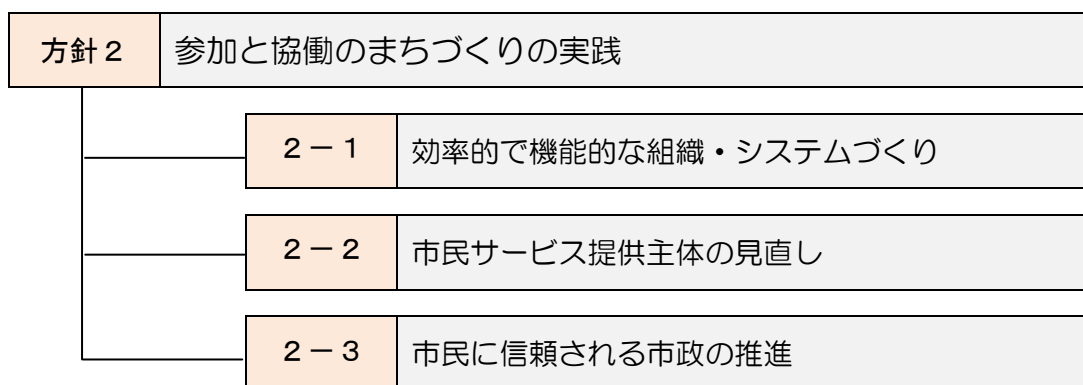
方針2 効率的な組織体制の整備

目的	対象	市役所の組織・システム
	意図	質の高い市民サービスを効果的・効率的に提供する

✚ 取組の視点

市民のための市役所を実現するため、市民の視点に立って、質の高い市民サービスを効果的・効率的かつ安定的に提供することができるよう、費用対効果なども踏まえた更なる民間活力の活用を検討も含めて、市役所の組織を強くする観点から、体制づくりを進めます。

✚ 基本的取組の体系



✚ 現状と課題

- 簡素で効率的な組織体制づくりを目指して、職員の適材適所の配置と常勤職員定数の管理に継続して取り組むとともに、再任用職員など多様な雇用形態に基づく人材の効果的な活用のほか、庁内における組織横断的な連携の推進などに取り組んでいます。
- 質の高い市民サービスの持続的な提供や行政の効率化を図るため、業務の見直し、改善による事務の簡素化・効率化を図る必要があります。
- 効率的な市民サービスの提供や業務の実施において様々な手法等を活用するに当たっては、市政における透明性・公平性・信頼性の確保に努めていく必要があります。
- 官と民との役割分担の下、費用対効果などを総合的に考慮する中で、積極的な民間活力の活用の推進や、ICT、AI、RPAなどの活用検討や試験的な導入などに取り組む必要があります。
- 地方自治法の改正においては、事務の適正な管理及び執行を確保し、不適正な事案を防止するための体制整備が求められています。調布市でも引き続き、行政内部のルールに基づく対応を徹底するとともに、業務上の様々なリスクの管理に向けた取組を検討し、対応を図ることが必要です。
- 質の高い市民サービスの提供や、災害対応などの広域的な行政課題への対応においては、近隣をはじめとする他自治体との連携や、市内外の民間事業者等との連携に取り組んでおり、今後も引き続き、他自治体等との連携を図っていく必要があります。

✚ 基本的取組の内容

2-1 効率的で機能的な組織・システムづくり

◆効率的で機能的な組織・システムづくり

市民に分かりやすく、簡素で効率的な組織体制を整備するとともに、限られた人員体制の中で、多様化・複雑化する市民ニーズや様々な行政課題に迅速かつ的確に対応するため、組織横断的な連携を強化します。また、行政の代替・補完機能を有する調布市の監理団体における組織の活性化を促しながら、調布市との連携関係を一層強化することで、増大する行政需要に効果的・効率的に対応していきます。

情報システムについては、セキュリティ強化や緊急時の対応強化、改修経費の適正化などを図るとともに、日常業務への影響の抑制やコスト縮減などの観点を踏まえた更新の検討等による総合的かつ計画的な管理を推進します。

◆事務の簡素化・効率化

質の高い市民サービスの効率的かつ安定的な提供に向けて、一連の事務における個々のプロセスの必要性も含めた見直しによる事務の簡素化と併せて、ICTのほか、AI、RPAなどの先進技術の活用も視野に事務の効率化に取り組みます。

プラン6	組織体制の整備	担当課	行財政改革課，政策企画課，関係各課
内容	組織横断的な連携を図りながら、調布市基本計画における施策や事業を推進するための執行体制を整備するとともに、常勤職員定数の抑制に努めることで、簡素で効率的な組織・人員体制づくりを推進します。また、収納事務の一元化（市税・国民健康保険税）に取り組みます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆常勤職員定数を2019年度当初の水準以下に抑制 ◆庁内における組織横断的な連携の推進 ◆法改正や制度改正を踏まえた体制整備の検討，実施 ◆収納事務（市税及び国民健康保険税）の一元化 		

プラン7	監理団体の活用・連携の強化	担当課	行財政改革課，関係各課
内容	調布市における監理団体活用の考え方に基づき、監理団体と市が共に市民サービスの向上等に関する取組を進めていくため、双方の連携をより一層促進します。併せて、監理団体の活性化に向けた取組や指導監理を推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆調布市における監理団体活用の考え方に基づく取組の検討，実施 ◆監理団体における市からの補助事業及び委託事業に関する検証の実施 ◆監理団体におけるガバナンスの強化及び組織の活性化 		

プラン8	情報システムの総合的かつ計画的な管理の推進	担当課	情報管理課
内容	基幹システムをはじめとした庁内における様々な情報システムのより適切な管理を行うため、適切な運用の確保や陳腐化による業務への影響防止、運用コストの縮減などの観点を踏まえ、更新計画を検討・作成します。また、情報漏えいなどのセキュリティリスクの軽減を図るため、各種対策を推進するとともに、事務の効率化の視点を踏まえた庁内OA端末の更新や環境整備に取り組みます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆基幹システム等に関する計画的な更新の検討及び更新計画の策定 ◆システム改修経費に関する職員による評価の実施 ◆情報セキュリティ関係システムの更新 ◆情報セキュリティに関する職員の意識向上に向けた研修の実施 ◆事務の効率化の視点を踏まえた庁内OA端末の更新及び環境整備 ◆緊急時の対応力強化に向けたデータ保管の取組及び停電対応訓練の実施 		

第4編 計画を推進するために（行革プラン2019）

プラン9	事務の簡素化・効率化の推進	新規	担当課	行財政改革課，関係各課
内容	庁内における業務量の増加への対応などを踏まえ、より効率的な業務の執行を推進するため、既存業務の分析・検証等を行い、業務プロセスの見直しや情報通信技術（ICT）の活用による事務の簡素化・効率化に取り組みます。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆事務の簡素化や効率化に関する先進自治体における事例の情報収集，研究 ◆既存業務の検証などを踏まえた事務の簡素化や効率化に関する取組の検討，実施 ◆事務の簡素化や効率化に関する職員の意識醸成 			

2-2 市民サービス提供主体の見直し

◆民間活力等の活用

民間事業者等との役割分担の下、質の高い市民サービスの提供や費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間に委ねることが可能なものについては、積極的に民間活力の活用を図っていくこととして、市民サービスの提供主体の見直しを進めます。

マイナンバーカードを活用した証明書等のコンビニ交付の拡充を図るなど、市民サービスの向上や事務の効率化について検討していきます。

プラン10	民間活力の活用	担当課	行財政改革課，関係各課
内容	民間事業者等との役割分担の下、質の高い市民サービスの提供や費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間に委ねることが可能なものについては、積極的に民間活力の活用を図っていくこととして、施設の管理運営や内部事務などに関するアウトソーシングの検討に取り組みます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間活力の活用に関する他自治体における事例の情報収集及び研究 ◆施設の管理運営や内部事務などにおける民間活力活用の検討，実施 		

プラン11	公立保育園における民間活力の活用	担当課	子ども政策課，保育課
内容	良質で持続可能な保育サービスの提供に向けて、公立保育園のより効率的な運営や施設管理を行っていくため、児童福祉法に基づく「公私連携型保育所 [※] 制度」を用いた民間活力の活用を推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆公立保育園における民間活力の活用の検討 ◆公立保育園における「公私連携型保育所制度」の活用 ◆「公私連携型保育所制度」を活用した保育園運営についての検証 		

※児童福祉法の規定に基づく協定を調布市と締結することで、協定に基づく調布市の関与がある中で、公私連携法人として指定を受けた法人が運営する私立保育所のこと

プラン12	児童館における民間活力の活用	担当課	児童青少年課
内容	子ども、保護者の多様なニーズや、子どもを取り巻く厳しい社会環境などへの対応を踏まえ、児童館に求められる機能・役割を持続的に提供していくため、今後の児童館の在り方などの整理に基づき、民間活力を活用した運営方法の見直しを推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童館の今後の在り方や運営に関する考え方の整理 ◆児童館の今後の在り方や運営に関する考え方の整理に基づき、民間活力の活用による取組の実施 		

第4編 計画を推進するために（行革プラン2019）

プラン13	学校給食調理業務における民間活力の活用	担当課	学務課
内容	民間活力を活用している学校における給食調理業務の定期的な検証を通じて、適正かつ効率的な業務の実施を確保するとともに、更なる民間活力の活用に向けた取組を推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆給食調理業務を委託している調理校における業務の実施状況の定期的な検証 ◆給食調理業務における民間活力の活用の検討，実施 		

プラン14	指定管理者制度の活用	担当課	行財政改革課，関係各課
内容	指定管理者制度の適切な運用を確保するとともに，指定管理者における業務の実施状況に関する評価を行い，サービスの維持・向上等を図ります。また，調布市内の公共施設における指定管理者制度の活用を検討します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆せんがわ劇場への指定管理者制度の導入 ◆新たな施設への指定管理者制度の導入検討 ◆指定管理者による管理運営状況等に係るモニタリング評価[※]の実施・公表 ◆指定管理者による管理運営状況等に係る第三者評価の実施 ◆指定管理者に関する評価の仕組みの見直し 		

※指定管理者による管理運営業務やサービスなどの状況について，指定管理者自身や所管部署が評価を行うこと

プラン15	マイナンバー制度の適切な運用	担当課	政策企画課，行財政改革課，総務課，情報管理課，市民課，関係各課
内容	組織横断的な体制により，マイナンバー制度の適切な運用を図るとともに，市民サービスの向上や業務の効率化の観点から，マイナンバーの活用を検討していきます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆マイナンバーカード（個人番号カード）の取得促進 ◆マイナンバー制度に関する各種広報の実施 ◆マイナンバーを活用したサービス向上や業務効率化に関する取組の検討，実施 		

プラン16	窓口サービス及び内部事務における民間活力の活用	新規	担当課	行財政改革課・関係各課
内容	限られた経営資源の中で，多様化・複雑化する市民ニーズのほか，施策の推進や新たな課題へ適切に対応するに当たり，業務の効率的な実施によるコストの抑制はもとより，職員が直接担う必要がある業務に注力できる環境を整えるためにも，窓口業務や内部事務における民間活力の活用を推進します。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間活力の活用に向けた既存業務の現状分析 ◆窓口業務や内部事務における民間活力の活用検討，実施 ◆民間活力の活用後における検証の実施 			

2-3 市民に信頼される市政の推進

◆市民に信頼される市政の推進

より良い市政経営を推進するに当たっては、行政に対する市民の信頼や理解を得ることが欠かせません。そのため、日常業務が多岐にわたる中で、訴訟事案の防止や確実な支払手続のほか、公文書の適切な管理、情報セキュリティの強化など、業務の適正な執行の確保を推進します。また、契約事務においては、引き続き、透明性を確保しつつ、事務効率等の観点を踏まえた多様な契約手法の検討に取り組みます。更には、災害時等における事業継続の確保など、組織的な危機管理能力を高める取組を推進します。

プラン17	災害対応能力の向上	担当課	総合防災安全課
内容	震災をはじめとした自然災害等の発生時における対応能力の向上を図るため、事業継続計画※（BCP）に基づく各種取組の推進により、職員における認識を高めるともに対応を定着させるほか、災害対策協定に基づく、他自治体等との連携・交流の強化を通じて協定の実効性を確保します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆職員のBCPに基づく対応能力の向上などに向けた研修の実施 ◆状況の変化等を踏まえた必要に応じたBCPの見直し ◆災害対応に関する職員訓練の実施 ◆他自治体との相互応援や民間事業者からの支援に関する協定の締結 ◆協定締結先との平常時からの連携・交流 		

※災害などが発生した際、業務中断に伴う影響を最低限にするために、平時から事業継続について準備しておく計画のこと

プラン18	新型インフルエンザ等への対応	担当課	健康推進課
内容	新型インフルエンザをはじめとした重大な感染症の発生時における適切な対応を確保するため、住民接種マニュアルや事業継続計画（BCP）の適時適切な見直しや職員の意識啓発等の取組の推進により、組織的な対応の定着を図ります。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民接種検証会の実施及び検証会の結果を踏まえた住民接種マニュアルの改善 ◆状況の変化等を踏まえた必要に応じたBCPの見直し ◆職員の新型インフルエンザ対策に対する認識向上などに向けた研修の実施 ◆住民接種に関する必要物資の備蓄 		

プラン19	業務リスクへの対応	新規	担当課	法制課、会計課、行財政改革課、関係各課
内容	市政を取り巻く状況の変化や市民ニーズの多様化・複雑化に伴う業務量の増加、業務の実手法・活用ツールの変化などにより、日常業務の適正な執行において様々な課題やリスクが存在していることを踏まえ、事前の防止対策や事案発生時における迅速・的確な対応に関する取組を推進します。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆法律相談などを活用した行政事務執行上の法的なリスクの防止及び適切な対応 ◆適正な会計処理及び確実な支払処理（不適正経理の防止） ◆業務リスクへの対応に関する他自治体事例の調査、取組検討 <p>【関連するプランの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇プラン5 適切な公文書管理の推進（公文書の管理） ◇プラン8 情報システムの総合的かつ計画的な管理の推進（情報システムセキュリティ） ◇プラン17 災害対応能力の向上（大規模災害時における事業継続） ◇プラン18 新型インフルエンザ等への対応（新たな感染症発生時における事業継続） 			

第4編 計画を推進するために（行革プラン2019）

プラン20	多様な契約手法の検討・活用	担当課	契約課
内容	<p>プロポーザル方式の手法について、他自治体の運用事例を参考としながら、個別の業務内容に応じてより活用しやすい手法となるよう見直しを検討します。また、事務効率等の観点を踏まえ、他自治体における取組事例を参考としながら、多様な契約手法について検討します。</p>		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆プロポーザル方式の運用改善に向けたガイドラインの改定 ◆他自治体における事例を参考とした、多様な契約手法の検討及び活用 		

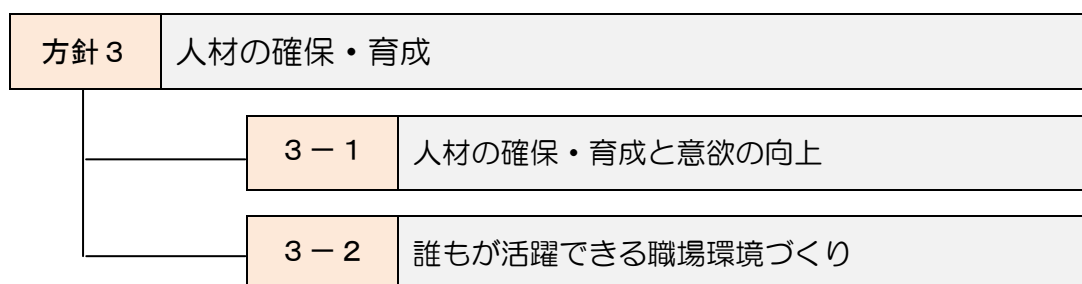
方針3 人材の確保・育成

目的	対象	調布市職員
	意図	時代に対応した、これからのまちづくりに必要な人材の確保と育成を図る

取組の視点

多様化・複雑化する市民ニーズや、様々な法改正や制度改正、技術の進展といった社会環境の変化に、職員一人ひとりが適切に対応し、市政の担い手として全ての職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って職務に取り組むことができるよう、新たな人事制度や研修制度、人材を育成していくための環境整備に取り組み、これからのまちづくりに必要な人材の確保と育成を図ります。

基本的取組の体系



現状と課題

- 将来的に生産年齢人口の減少が見込まれる中でも、市政を推進する人材を確保していく必要があります。また、地方公務員法等の改正に伴う会計年度任用職員制度に適切に対応するため、臨時・非常勤職員の任用に関する条件を整理し、職の性質にあった任用を進めていく必要があります。さらに、国家公務員の定年延長が検討されていることから、地方公務員への波及も踏まえ、その動向を注視していく必要があります。
- 市政を取り巻く社会環境が変化する中、様々な法改正や制度改正への対応のほか、法的対応やICT活用など専門性の高い職務に適切に対応できる人材の必要性が高まっており、引き続き、専門性を有する人材の確保・育成に努めていく必要があります。
- 調布市では、調布市人材育成基本方針や調布市特定事業主行動計画に基づき、職務意識や能力の向上、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境づくりなどを通じて、市政の担い手となる人材の確保・育成に取り組んでいます。その一方、団塊世代の職員の大量退職とそれに伴う新規職員の採用により、職員構成では入庁10年未満の職員が約4割を占めていることから、若手職員の早期育成や管理職人材の確保・育成に取り組む必要があります。
- 職員が期待される役割を果たし、仕事にやりがいを持って職務を遂行するためには、職場環境の整備が重要です。職務意欲を高める仕組みづくりと併せ、女性職員の活躍推進も念頭に置き、働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れる、誰もが活躍できる職場環境づくりを進める必要があります。

✚ 基本的取組の内容

3-1 人材の確保・育成と意欲の向上

◆人材の確保・育成と意欲の向上

少子高齢化や地方分権の進展，国の法改正・制度改正など，市政を取り巻く社会環境が変化する中で，それらに適切に対応できる人材の確保・育成を図ります。

調布市人材育成基本方針に基づき，市役所業務のPRによる採用試験受験者の確保をはじめ，採用後における若手職員を育成するためのチューター制度の運用，各種研修の充実，自己研鑽意欲の促進により，職員の職務意識や能力の向上を図ります。また，人事評価や昇任制度の適正な運用と改善，職務・職責を適切に反映させる給与制度の運用などを通じて，職務に対する意欲・やりがいの向上につなげていきます。

任期付法務専門職による職員の政策法務能力向上に向けた取組を継続するとともに，その他の分野も含めて，専門性の高い職務に適切に対応できる人材の確保を検討するほか，業務に関する国家資格等の取得支援や複線型人事制度^{*}の検証・検討などにより，専門性を有する人材の確保と育成を図ります。

※専門性の高い業務に対応するため，職員の専門知識や能力を活かす人事配置や人材育成制度のこと

プラン2 1	人材の確保とやりがいや意欲を高める仕組みづくり	担当課	人事課
内容	市政を担う人材を確保するとともに，専門分野における人材の活用を推進します。また，新たに導入される会計年度任用職員制度を適切に運用するほか，職員のやりがいや意欲を高めながら，多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かくに対応していくため，人事・給与制度の適切な運用と見直しに取り組みます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆市役所業務の積極的なPRなどによる職員採用試験受験の促進（人材確保） ◆専門分野における人材の確保（特定任期付職員の活用） ◆会計年度任用職員制度への適切な対応（地方公務員法及び地方自治法の改正） ◆職員のやりがいや意欲の向上に向けた人事・給与制度の適切な運用・改善 		

プラン2 2	人材育成基本方針に基づく研修の推進	担当課	人事課
内容	多様化・複雑化する市民ニーズに適切に対応していくため，第2期調布市人材育成基本方針に基づく各種研修やOJTの推進のほか，自己研鑽意欲を促進し，職員の職務に対する意識や能力の向上を図ります。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆職層や経験年数などに応じた研修の実施及び検証を踏まえた見直し ◆各職場の業務内容に応じたOJTの実施 ◆職員一人ひとりの自己研鑽意欲の向上及び支援 ◆人材育成基本方針の改定 		

プラン2 3	政策法務能力の向上	担当課	法制課
内容	職員における法令等に関する基礎的知識の習得，法令等の解釈・運用能力の向上のほか，条例等の立案能力の向上を図り，政策法務の実践につなげるため，任期付法務専門職を活用した研修，相談などの取組を推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆職員の政策法務能力向上に関する研修の実施 ◆法務専門職による行政実務法律相談及び法務に関する情報提供の実施 		

3-2 誰もが活躍できる職場環境づくり

◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

調布市特定事業主行動計画に基づき、全ての職員が能力を十分に発揮できるよう、変則勤務やテレワークの活用による柔軟で多様な働き方ができる職場環境の整備を進めます。また、女性職員のキャリア形成支援等の観点からも、事務の簡素化・効率化により、時間外勤務の縮減及び定時退庁や年次有給休暇の取得等を推進し、職員それぞれのライフステージや家庭の状況に応じたワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

安心して働き続けられる環境整備として、育児休業等取得職員の代替職員の配置やハラスメント防止対策などに取り組みます。

プラン24	ワーク・ライフ・バランスの実現と誰もが活躍できる職場環境づくりの推進	担当課	人事課
内容	調布市特定事業主行動計画（第七次行動計画）に基づき、変則勤務やテレワークの試行実施など柔軟な働き方の推進や時間外勤務縮減及び定時退庁推進に向けた取組（人事評価制度を通じた取組や応援制度の検討）を進めます。また、女性職員のキャリア形成に関する支援や安心して働き続けられる環境づくりとしてハラスメント防止などに取り組み、誰もが活躍できる職場環境づくりを進めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆変則勤務やテレワークなどを活用した柔軟な働き方の実践 ◆時間外勤務縮減及び定時退庁の推進 ◆特定事業主行動計画を踏まえた女性職員の活躍推進に関する取組の実施 ◆ハラスメント防止対策など職員が安心して働き続けられる職場環境づくり 		

【再掲プラン】

プラン9	事務の簡素化・効率化の推進	新規	担当課	行財政改革課、関係各課
内容	庁内における業務量の増加への対応などを踏まえ、より効率的な業務の執行を推進するため、既存業務の分析・検証等を行い、業務プロセスの見直しや情報通信技術（ICT）の活用による事務の簡素化・効率化に取り組みます。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆事務の簡素化や効率化に関する先進自治体における事例の情報収集，研究 ◆既存業務の検証などを踏まえた事務の簡素化や効率化に関する取組の検討，実施 ◆事務の簡素化や効率化に関する職員の意識醸成 			

【第2期調布市人材育成基本方針イメージ図】

目指すべき職員の将来像

調布のまちに愛着と誇りをもち、市民に信頼され、意欲的にチャレンジする職員

4つのアプローチ

アプローチ1: 市民ニーズを的確に捉え、市民と協働してまちづくりを推進する

アプローチ2: コスト意識をもち、業務のスキルや質の向上を図る

アプローチ3: チャレンジ意欲をもち、周囲も引き込む行動力を身に付ける

アプローチ4: お互いに成果を共有し、組織力(チーム力)を高める

人材を育成していく環境づくり

職員の積極性や意欲を喚起する職場づくり

ワーク・ライフ・バランスを推進し、安心して働き続けられる職場づくり

第3節 計画的な行政の推進

方針4 計画行政の推進

目的	対象	施策，事務事業
	意図	質の高い市民サービスを提供するため，限られた経営資源を効果的・効率的に活用し，計画的な行財政運営を推進する。

✚ 取組の視点

将来にわたり，安定的な市政経営を確保しつつ，質の高い市民サービスを提供していくため，計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－見直し・改善（Action）のマネジメントサイクルにより，限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し，計画・行財政改革・予算が一体となった取組を推進します。

✚ 基本的取組の体系



✚ 現状と課題

- 調布市基本計画に位置付けた各施策・事業を中心として，行政評価を活用した振り返り評価を行い，不断の見直し，改善と併せた取組の推進に努めていますが，今後も，計画・行財政改革・予算が一体となった取組を推進していくとともに，行政評価のより効果的な活用も視野にPDCAマネジメントサイクルによる行財政運営を推進する必要があります。
- 調布市では財政の健全性を維持していますが，景気動向の今後の地域経済や市政への波及効果は先行きが不透明な中，今後見込まれる多大な財政需要を見据えて積極的な経費縮減・財源確保を図るなど，引き続き，健全な財政運営に取り組んでいく必要があります。
- 調布市公共施設等総合管理計画における基本方針等を踏まえ，インフラも含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理や，公共施設マネジメントのモデルケースとなる取組の検討を進めています。また，老朽化が進んでいる施設の適切な維持保全と併せて，持続可能で効果的・効率的な行財政運営を進めるため，施設の機能や劣化状況のほか，有効活用の視点などを総合的に考慮する中で，老朽化や長寿命化への対応をはじめ，経費の縮減，財政負担の平準化，民間活力の活用などの視点も含めて，今後の施設の在り方等に関する考え方を整理していく必要があります。

✚ 基本的取組の内容

4-1 PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営

◆PDCAマネジメントサイクルに基づく取組の推進

PDCAマネジメントサイクルに基づき、施策や事業の取組や成果等を振り返り、その結果を踏まえた見直し、改善を図ることで、質の高い市民サービスの提供につなげていきます。

行政評価の実施及び評価結果の公表を通じて、市政に関する透明性の確保につなげるとともに、評価結果を諸計画の進行管理や予算編成に活用するなど、効果的な市政経営の実現に向けて取り組みます。

◆行財政改革推進会議の活用

限りある経営資源を最大限に活用し、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供するため、調布市行財政改革推進会議において、行政外部の広範な視点から意見を聴取し、その内容を踏まえて調布市としての取組の方向性を整理する中で、行財政改革の取組を効果的・効率的に推進していきます。

プラン25	PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営	担当課	行財政改革課
内容	毎年度の行政評価による振り返り評価を活用した各種取組の見直し、改善を推進するとともに、振り返り評価の結果を市民に分かりやすく公表していくことにより、質の高い市民サービスの提供や市政に関する透明性の確保のほか、職員の気付きによる更なるPDCAマネジメントサイクルの推進につなげていきます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆施策・事務事業評価の実施、評価結果の公表 ◆行政評価の見直し ◆行政評価支援システムの運用・更新検討 		

プラン26	補助金と受益者負担の適正化	担当課	財政課、行財政改革課
内容	各種団体・個人等の公益的な活動を促進するために補助・交付している補助金等について、これまでに取り組んだ評価の結果に基づく見直し等に取り組みます。また、使用料・手数料における負担水準についての在り方の検証・適正化に取り組みます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助金等交付状況の公表 ◆補助金等評価の結果に基づく取組 ◆受益者負担の在り方検証 		

プラン27	行財政改革推進会議の活用	担当課	行財政改革課
内容	行財政改革の取組を効果的・効率的に推進するため、広範な視点から意見を聴取する仕組みを活用し、調布市公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進や官民連携による取組の推進を図ることで、質の高い市民サービスの提供につなげます。		
取組	◆市における取組に関する行財政改革推進会議を活用した意見聴取		

4-2 健全な財政運営

◆財政規律ガイドラインに基づく財政運営

今後も景気動向や財政状況が不透明な中、引き続き増加が見込まれる社会保障関係経費や公共建築物の維持保全経費など、様々な財政需要に対応するため、調布市財政の健全性維持のためのガイドライン（財政規律ガイドライン）に基づき、財政構造の改善等、財政の健全性の維持・向上に継続的に取り組むとともに、財務書類等の作成、検証も踏まえて、持続可能で効果的な市政経営の推進につなげます。

◆財源確保と経費縮減

歳入の根幹となる市税や国民健康保険税の収納率の維持・向上に努めるほか、刊行物における広告料収入、市有財産を活用した貸付料や売払収入、国や東京都からの特定財源の確保などとともに、民間事業者等との協働による財政負担の軽減に取り組みます。

健全な財政運営を図る観点から、日常的な事業や業務について、様々な視点からの見直し余地を検証し、改善を図ることで、経常経費の縮減に取り組みます。

プラン28	財政規律ガイドラインに基づく財政運営	担当課	財政課
内容	財政規律ガイドラインに基づき、不断の見直し、改革・改善を推進するとともに、統一的な基準に基づく財務書類等の作成、検証も踏まえて、持続可能で効果的な市政経営を推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆財政規律ガイドラインの設定項目に基づく進行管理 ◆固定資産台帳の更新及び財務書類の作成 		

プラン29	事務事業等の見直し、改善による経常経費の縮減	新規	担当課	行財政改革課、財政課
内容	今後も様々な財政需要が見込まれる中で、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくため、事務事業ごとや、節（委託料や補助金）ごとなど、様々な視点での見直し、改善により、経常経費の縮減に取り組みます。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆既存事業の検証等に基づく経常経費の抑制、縮減 ◆経常経費縮減の観点を踏まえた予算編成 			

プラン30	積極的な財源の確保と財政負担の抑制	担当課	財政課、関係各課
内容	調布市が発行する各種刊行物における広告料収入の確保のほか、寄附による財源確保の取組の検討・活用に取り組みます。また、市有財産の有効活用や補助制度の新たな適用を受けることによる財源確保の取組のほか、官民連携による財政負担の軽減に資する取組を推進します。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種刊行物における広告掲載 ◆広告料収入1,000万円以上の確保 ◆官民連携による財政負担の抑制 ◆寄附による財源確保の検討 		

第4編 計画を推進するために（行革プラン2019）

プラン3 1	普通財産の有効活用・処分	担当課	管財課，道路管理課
内容	調布市が保有する普通財産（土地・未利用道路・水路等）について、適切な日常管理を行う中で、有償による貸付けや行政財産としての活用を推進するほか、必要に応じて売払いを行うことで、歳入の確保に努めます。また、未利用道路・水路については、現況の把握・整理及びより適切な売払いに向けた事務に関する方針の検討に取り組めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆普通財産の適正な管理・有効活用・処分 ◆普通財産（未利用道路・水路等）の現状整理 ◆普通財産（未利用道路・水路等）の売払い事務に関する方針の検討，方針に基づく取組 		
プラン3 2	市税収納率の維持・向上	担当課	納税課
内容	市税の収納に関する効果的・効率的な手法を検討・活用しながら、収納率の維持・向上や収納事務の効率化等に取り組めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆期限内納付の推進 ◆多様な納付手段の活用 ◆収納体制の整備 ◆市税収納率98%以上（※2年目以降はそれまでの実績や各取組の進行状況を踏まえて見直し） 		
プラン3 3	国民健康保険税収納率の維持・向上	担当課	保険年金課
内容	国民健康保険税の収納に関する効果的・効率的な手法を検討・活用しながら、収納率の維持・向上や収納事務の効率化等に取り組めます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆期限内納付の推進 ◆多様な納付手段の活用 ◆収納体制の整備 ◆国民健康保険税収納率80.92%以上（※2年目以降はそれまでの実績や各取組の進行状況を踏まえて見直し） 		
プラン3 4	給付・医療費の適正化	担当課	保険年金課
内容	東京都国民健康保険運営方針を踏まえ、レセプト点検の推進やジェネリック医薬品の使用促進を通じて、給付・医療費の適正化につなげます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆レセプト点検の推進 ◆柔道整復等療養費支給申請の二次点検の推進 ◆ジェネリック医薬品の使用促進 		
プラン3 5	債権管理の推進	担当課	財政課，法制課，関係各課
内容	統一ルールに基づき、調布市が保有する債権を管理することで、収納の向上や収入未済額の縮減を推進します。また、取組の実践を踏まえたルールの見直しを行うほか、過去における対応事例の活用を図ります。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆調布市の統一ルールに基づく債権の管理 ◆調布市の統一ルールの見直し ◆過去の対応事例等の活用 ◆収入未済額の縮減 		

4-3 公共施設等マネジメントの推進

◆公共施設等総合管理計画等に基づく取組の推進

持続可能な市政経営を実現する観点から、調布市公共施設等総合管理計画における基本方針や調布市公共建築物維持保全計画に基づき、市民の共有財産である公共施設の適切な維持保全に努めるほか、既存の公共施設における現状や課題を踏まえ、今後の個別施設の在り方や方向性について、多角的な検討に努めていきます。併せて、公園施設、下水道施設、道路、橋りょうといったインフラについても計画的な維持保全、更新等を検討・推進していきます。

◆公共施設・インフラマネジメントにおける民間活力の活用

インフラを含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理の推進に当たっては、その維持管理や運営、改修・更新における財政的な負担が大きいため、調布市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、民間の資金、ノウハウなどを活用することによるコスト縮減や財政負担の平準化、市民サービス向上の視点を含めた多角的な検討に取り組みます。

プラン36	公共施設マネジメントの推進	担当課	公共施設マネジメント担当、営繕課、行財政改革課、政策企画課、関係各課
内容	持続可能な市政経営の実現に向けて、調布市公共施設等総合管理計画における公共施設マネジメントの基本方針及び調布市公共建築物維持保全計画に基づき、公共施設の適切かつ計画的な維持保全に取り組むとともに、（仮称）公共施設マネジメント計画において個別施設の在り方・方向性を整理します。また、今後の公共施設マネジメントにおける体制の検討に取り組みます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設等総合管理計画の基本方針等に基づく取組の検討、推進 ◆公共施設マネジメントに関する庁内横断的な検討及び体制検討 ◆「（仮称）公共施設マネジメント計画」の策定 ◆公共施設の計画的な維持保全 		

プラン37	インフラマネジメントの推進	新規	担当課	緑と公園課、下水道課、道路管理課、公共施設マネジメント担当、行財政改革課
内容	持続可能な市政経営の実現に向けて、調布市公共施設等総合管理計画におけるインフラマネジメントの基本方針及び既存の長寿命化計画等に基づき、公園施設、下水道施設、道路・橋りょう等の効率的な管理、維持保全、更新等に取り組めます。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆公園施設の適正管理、長寿命化、ライフサイクルコスト等の縮減の推進 ◆下水道施設の適正管理、長寿命化、ライフサイクルコスト等の縮減の推進 ◆道路施設の適正管理、長寿命化、ライフサイクルコスト等の縮減の推進 			

プラン38	市庁舎の長寿命化等と将来的な更新の検討	担当課	管財課、公共施設マネジメント担当、行財政改革課
内容	市庁舎における耐震性の確保に向けた免震改修事業を着実に推進します。また、調布市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、現状や課題を踏まえ、免震改修後の市庁舎の長寿命化等に関する取組の方向性を整理するほか、将来的な更新に向けては、現時点で現敷地が最有力地となっている中で、整備手法、財源確保方策等の検討に取り組みます。		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆市庁舎の免震改修工事 ◆市庁舎の維持保全 ◆市庁舎の長寿命化等に関する取組の方向性の整理 ◆将来的な市庁舎の更新に関する方向性の整理 ◆将来的な市庁舎の更新に向けた財源確保方策の検討、実施 		

第4編 計画を推進するために（行革プラン2019）

プラン39	グリーンホール及び総合福祉センターの在り方検討、整備の推進	新規	担当課	文化生涯学習課、福祉総務課、公共施設マネジメント担当、行財政改革課
内容	グリーンホール及び総合福祉センターについて、調布市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、都市基盤整備の進捗や公共施設の在り方検討を踏まえ、民間活力の活用を視野に多角的な検討に取り組み、今後の方向性や施設整備に関する考え方を整理します。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆グリーンホールの今後10年以内を目途とする建替えを見据えた施設整備に関する考え方の整理、また、それらに基づく取組の検討、実施 ◆総合福祉センターの移転・更新を見据えた今後の方向性及び施設整備に関する考え方の整理、また、それらに基づく取組の検討、実施 			

プラン40	学校施設における長寿命化等の推進	新規	担当課	教育総務課、公共施設マネジメント担当、行財政改革課
内容	調布市公共施設等総合管理計画における基本方針及び平成30年度に策定の調布市学校施設整備方針に基づき、学校施設における長寿命化等に関する取組を推進するとともに、より効率的な改修手法等の検討・実施に取り組みます。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校施設整備方針に基づく長寿命化等の実施 ◆学校施設における改修手法の検討、整理 			

プラン41	官民連携手法によるクリーンセンター跡地活用の推進	新規	担当課	政策企画課、高齢者支援室、公共施設マネジメント担当、行財政改革課
内容	クリーンセンター移転後の跡地について、調布市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づくモデルケースとして、官民連携手法を活用し、敷地を効果的に活用するとともに、地域ニーズへの対応や行政課題の解決に資する施設の効率的な整備に取り組みます。			
取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆官民連携手法を活用したクリーンセンター移転後の跡地の有効活用 ◆クリーンセンター跡地活用と併せた深大寺老人憩の家の機能移転の検討 			

調布市公共施設等総合管理計画2017（平成29）年3月策定）

【位置付け】

インフラも含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくための調布市の基本的な考え方を示すもの

【計画期間】

2017（平成29）年度～2046（平成58）年度の30年間

【目的】

質の高い市民サービスを将来にわたり提供できる「持続可能な市政経営」の確立

【目標】

公共施設の全体数や床面積，管理運営・改修費の抑制

<公共施設マネジメントにおける基本方針>

基本方針1 最適化に向けた適正な配置と総量の抑制

- （実施方針）①市民サービス提供の在り方の検討 ②集約・複合化，多機能化の検討
③市民サービス機能の再編の検討 ④多目的施設の検討
⑤目標値設定を見据えた適正な施設保有量の検討

基本方針2 適切な維持管理・運営の推進

- （実施方針）①長寿命化によるライフサイクルコストの縮減
②計画的で適切な維持管理の推進 ③財政負担の縮減，平準化
④利用者負担の適正化の検討 ⑤施設管理の一元化の検討
⑥アウトソーシングの活用 ⑦公共施設の安定的な運営
⑧防災機能の強化 ⑨その他（建設コストの縮減，環境負荷の低減等）

基本方針3 民間活力等の活用

- （実施方針）①PPP（官民連携），PFIの推進 ②他の行政主体等との連携
③公有財産の有効活用の推進

[公共施設マネジメントにおける基本方針を支える取組等]

- ①組織・人員体制の整備や専門的人材の確保・育成の検討
②情報の一元的管理・情報共有
③市民との連携

<インフラマネジメントにおける基本方針>

基本方針1 計画的で適切な維持管理の推進

基本方針2 長寿命化によるライフサイクルコストの縮減

基本方針3 民間活力等の活用

参考 財政効果を見込む主な取組

今後も歳入の大幅な伸びが期待できない一方で、社会保障関係経費をはじめとする歳出の増加傾向が見込まれるほか、景気動向や財政状況については、不透明な状況が続くことが予想されます。

そのため、行財政改革の取組を推進し市政経営の効率化を図ることで経費の縮減を図ることと併せて、継続的な財源確保に取り組むことが求められます。

行革プラン2019のうち、以下の取組については、費用対効果を踏まえたコスト縮減と財源確保を見込んでいますが、このほかにも、業務プロセスの見直しによる事務の簡素化や先進技術等の活用による事務の効率化のほか、費用対効果などを考慮する中での民間活力の活用などを通して、行政運営の一層の簡素化・効率化を進めるとともに、財政規律ガイドラインに基づく取組や市税等の確実な収納、公共施設・インフラマネジメントの推進などを通して、財政の健全性の維持・向上に努めながら、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していきます。

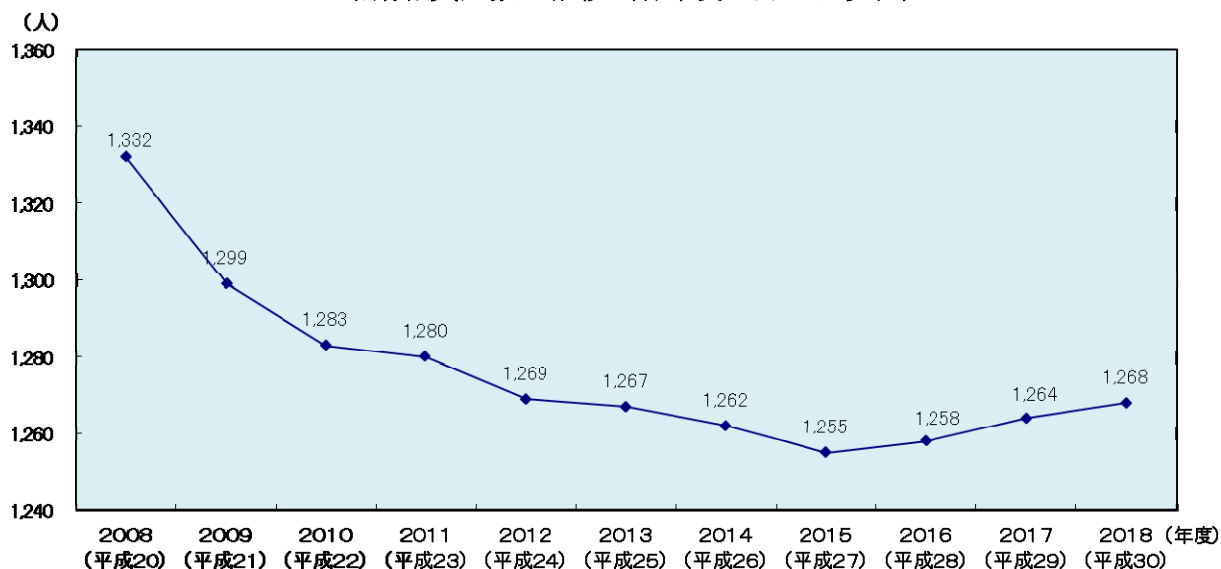
財政効果が見込まれる主な取組

取組 (カッコ内は関連するプラン)	内容
事務事業等の見直し, 改善 (プラン11, 29関連)	歳入・歳出両面からの事務事業等の見直し, 改善に取り組むことによる効果
広告料収入等の確保 (プラン30, 41関連)	広告料収入や新たな財源の確保等による効果
普通財産の貸付け・売払い (プラン31関連)	普通財産の貸付けや売払いによる収入を得ることによる効果
ジェネリック医薬品の使用促進 及びレセプト点検の実施 (プラン34関連)	医療費の適正化が図られることによる効果

第3章 行革プラン2019の関連資料

1 多様な人材の活用

常勤職員定数の推移（各年度4月1日現在）

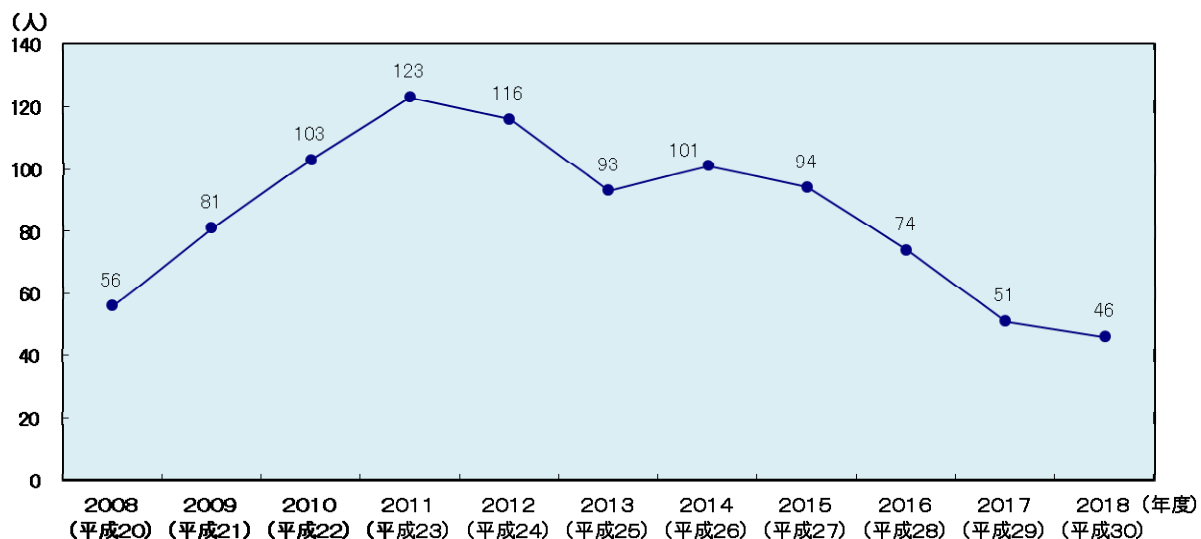


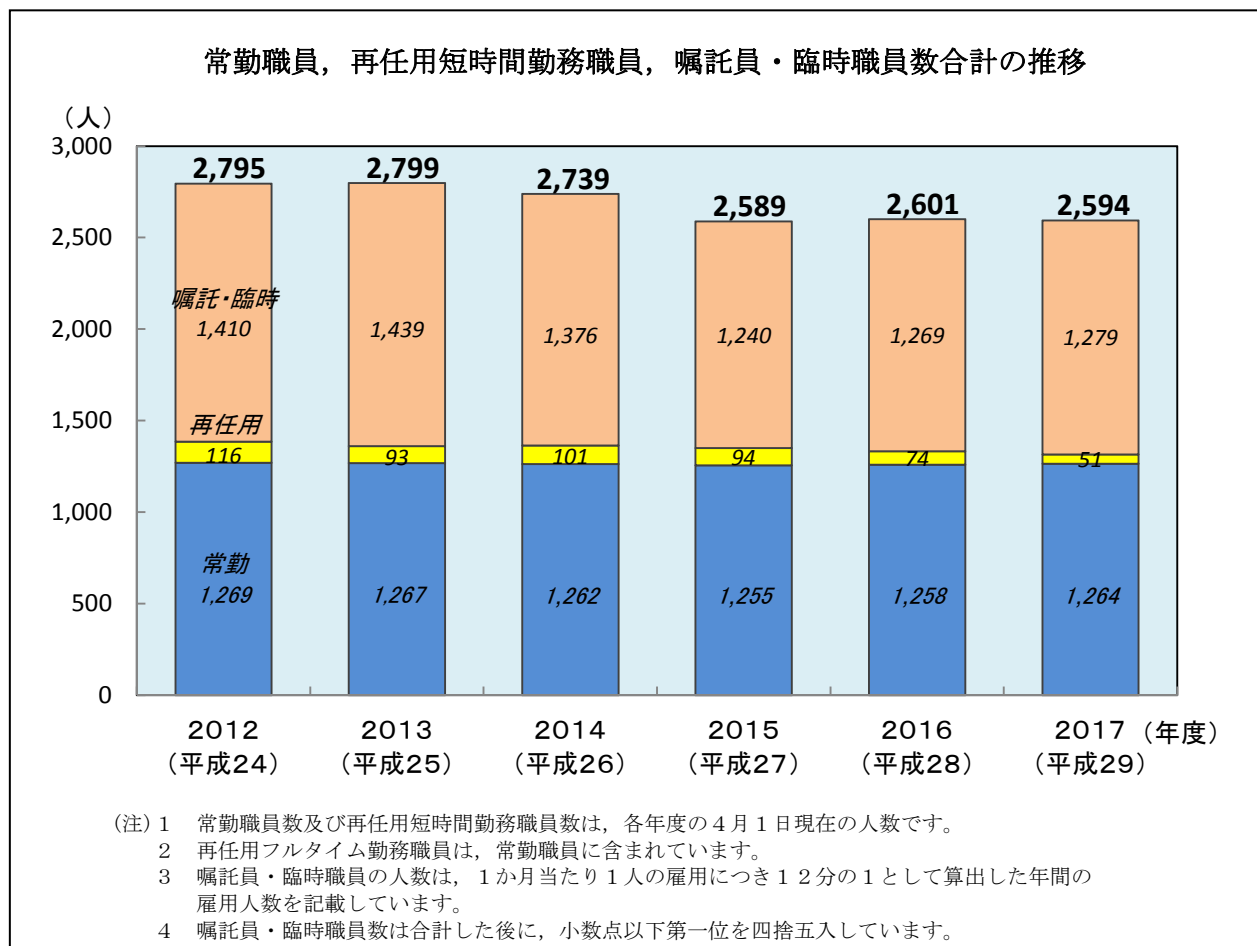
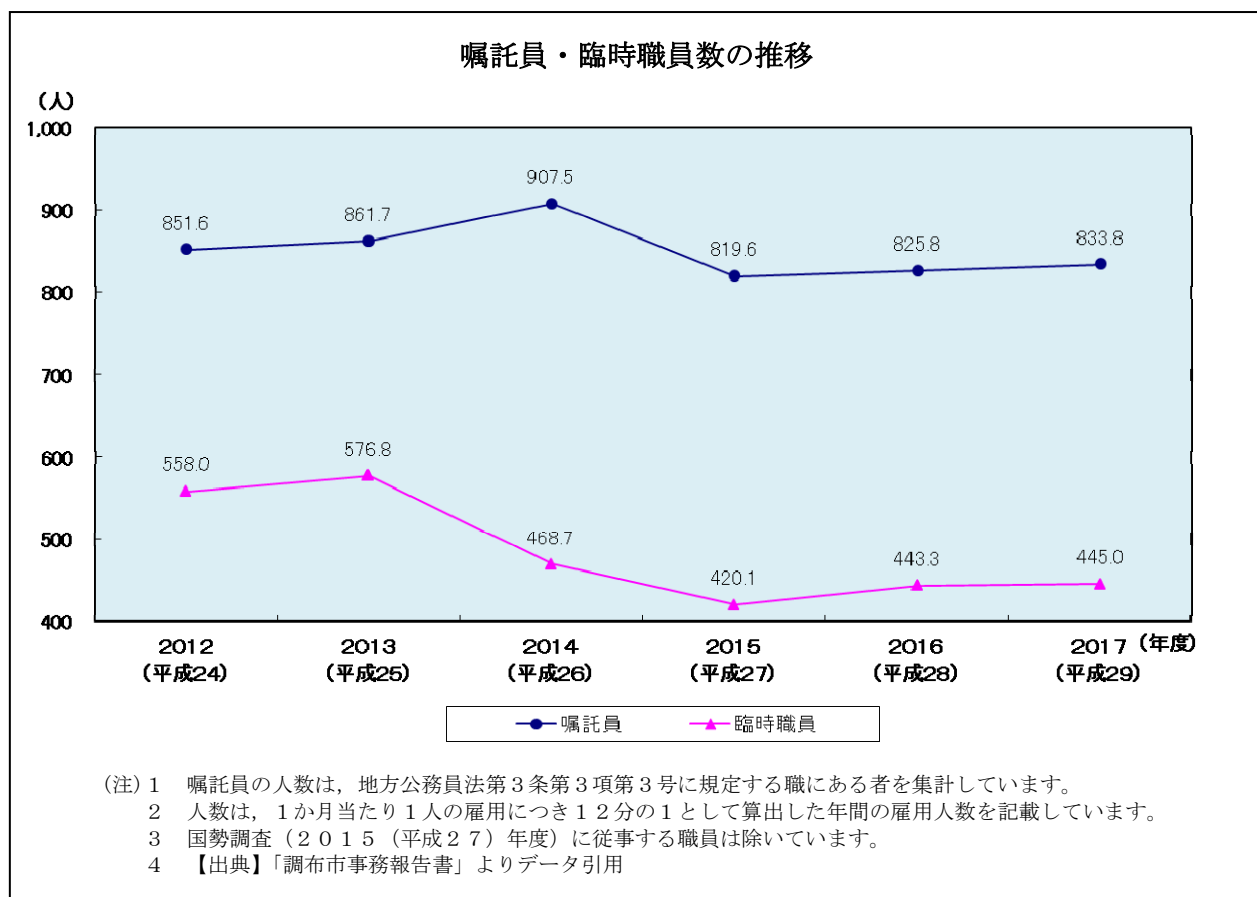
（注）再任用フルタイム勤務職員は常勤職員定数に含まれます。

○常勤職員定数抑制の主な取組

- ・2009（平成21）年3月 東京都からの受託水道事業の解消
（2010（平成22）年3月 完全解消）
- ・2012（平成24）年4月 仙川保育園運営業務の民間委託
- ・2014（平成26）年4月 武者小路実篤記念館への指定管理者制度の導入
- ・2015（平成27）年4月 学童クラブ・ユウフォー運営業務の一体化と合わせた民間委託

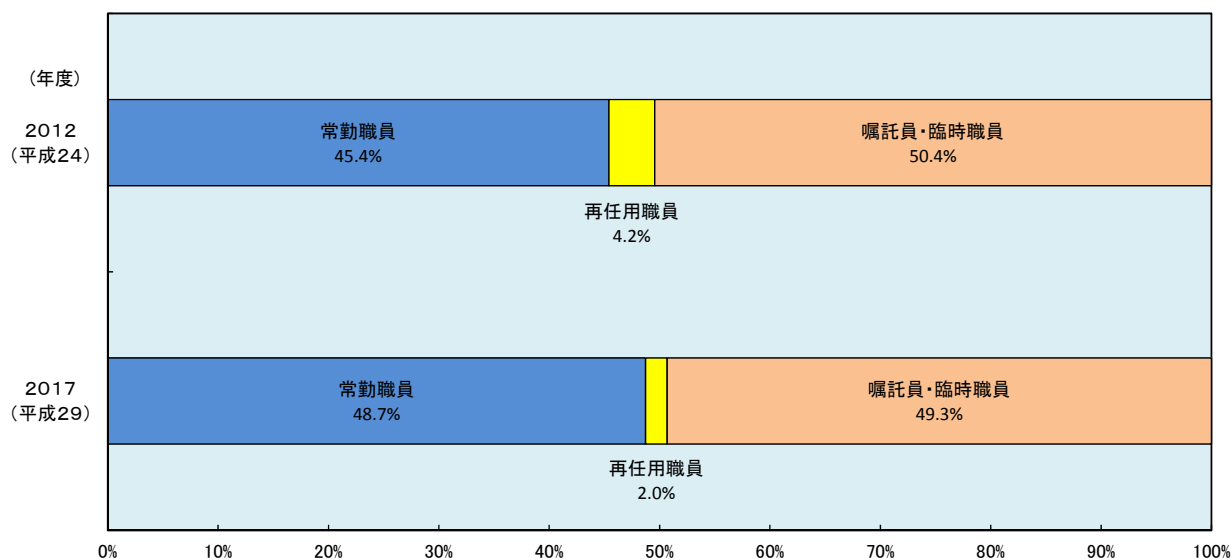
再任用短時間勤務職員数の推移（各年度4月1日現在）





第4編 計画を推進するために（行革プラン2019）

常勤職員，再任用短時間勤務職員，嘱託員・臨時職員数の割合



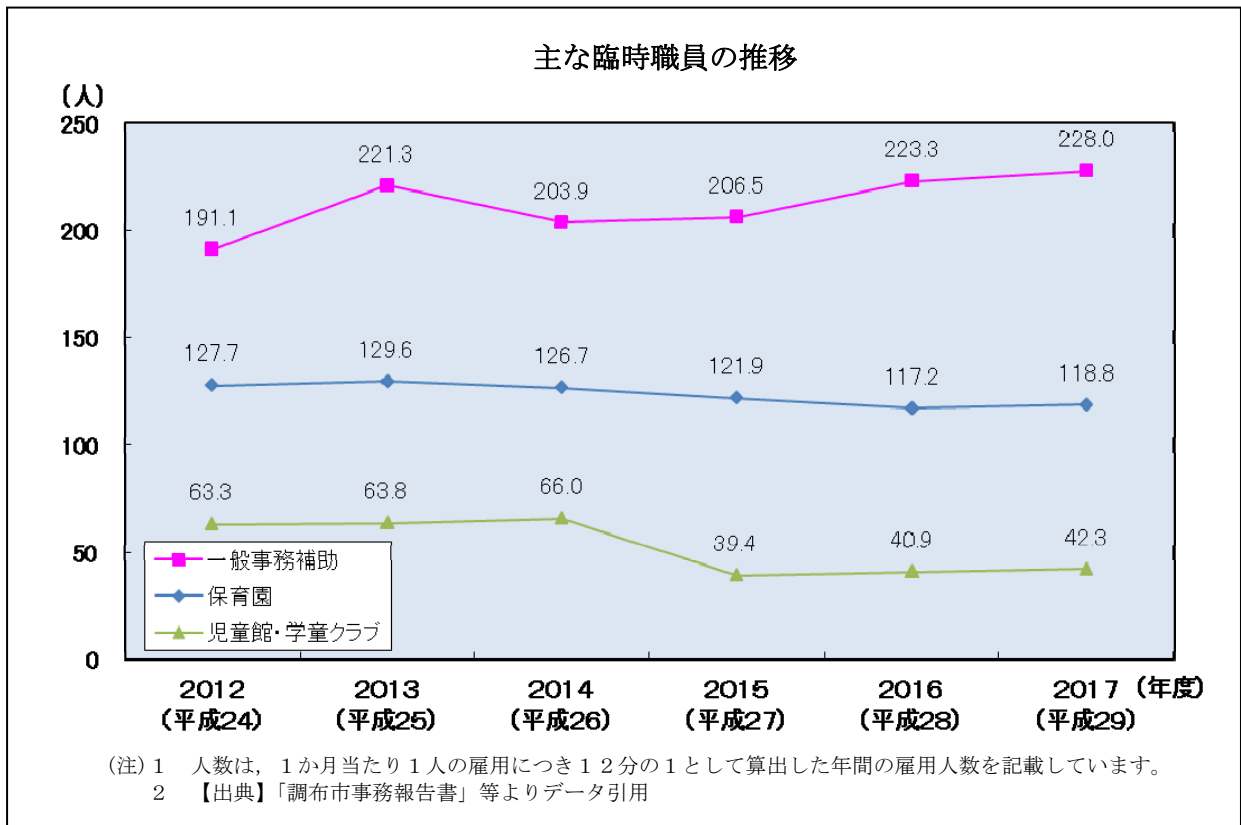
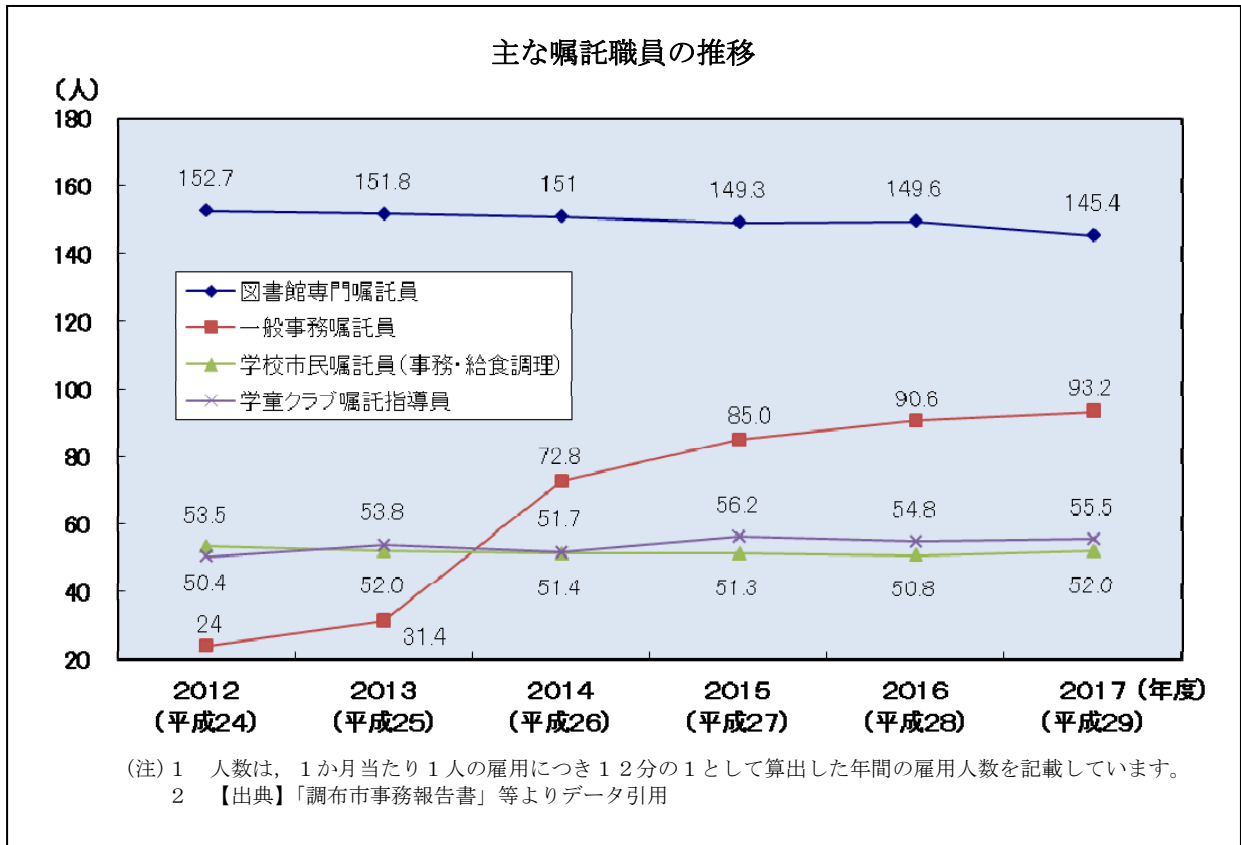
(注) 1 再任用フルタイム勤務職員は，常勤職員に含まれています。

常勤職員1人当たりの人口（26市比較）

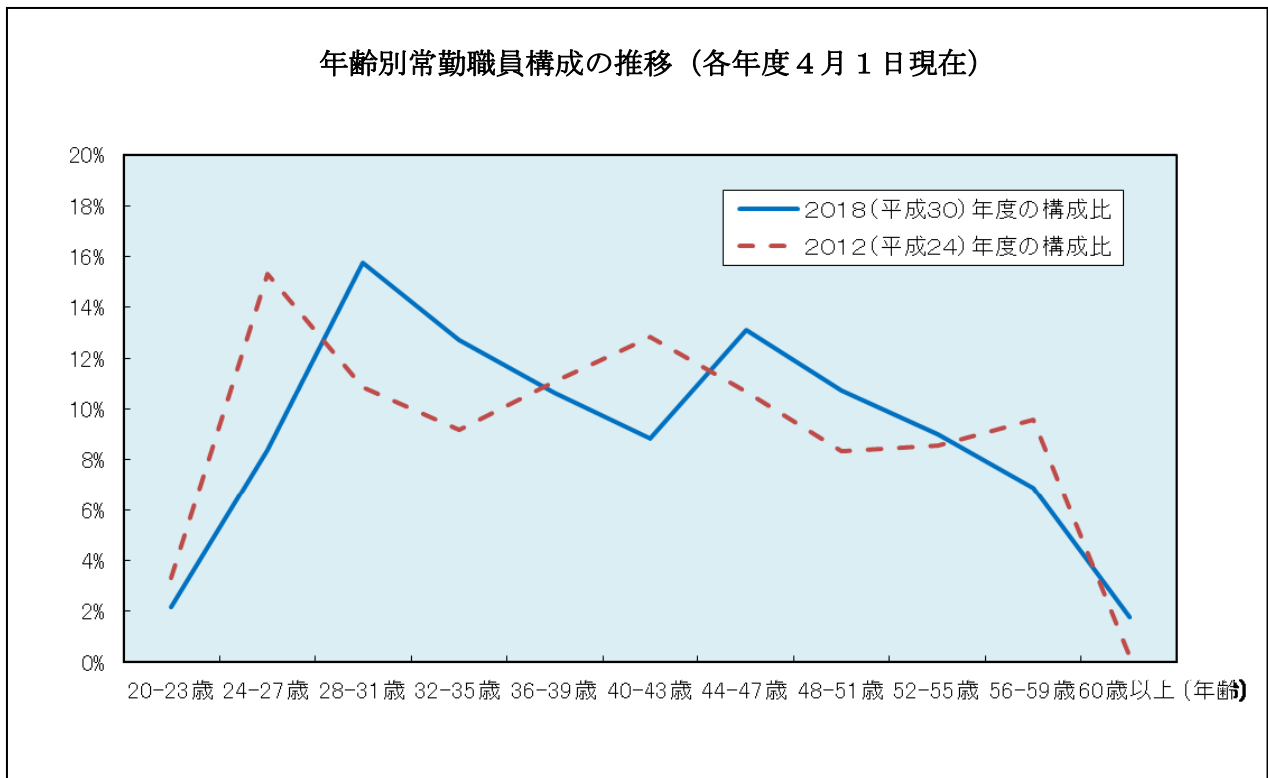
順位	自治体名	職員1人 当たり人口	順位	自治体名	職員1人 当たり人口	順位	自治体名	職員1人 当たり人口
1	稲城市	203.4	10	三鷹市	187.5	19	昭島市	177.9
2	小平市	199.5	11	国分寺市	187.4	20	小金井市	172.5
3	府中市	196.9	12	町田市	186.9	21	立川市	171.3
4	西東京市	195.9	13	青梅市	184.3	22	清瀬市	167.4
5	八王子市	195.3	14	調布市	181.3	23	国立市	159.2
6	東久留米市	194.8	15	多摩市	181.3	24	福生市	156.6
7	東村山市	191.8	16	狛江市	180.8	25	武蔵野市	154.1
8	あきる野市	188.9	17	東大和市	180.6	26	羽村市	148.0
9	武蔵村山市	188.6	18	日野市	179.8			

(単位:人)

(注) 1 都内26市における2017(平成29)年4月1日現在の状況です。
 2 【出典】「東京都市町村概要 2017(平成29)年度(東京都総務局行政部市町村課)」よりデータ引用

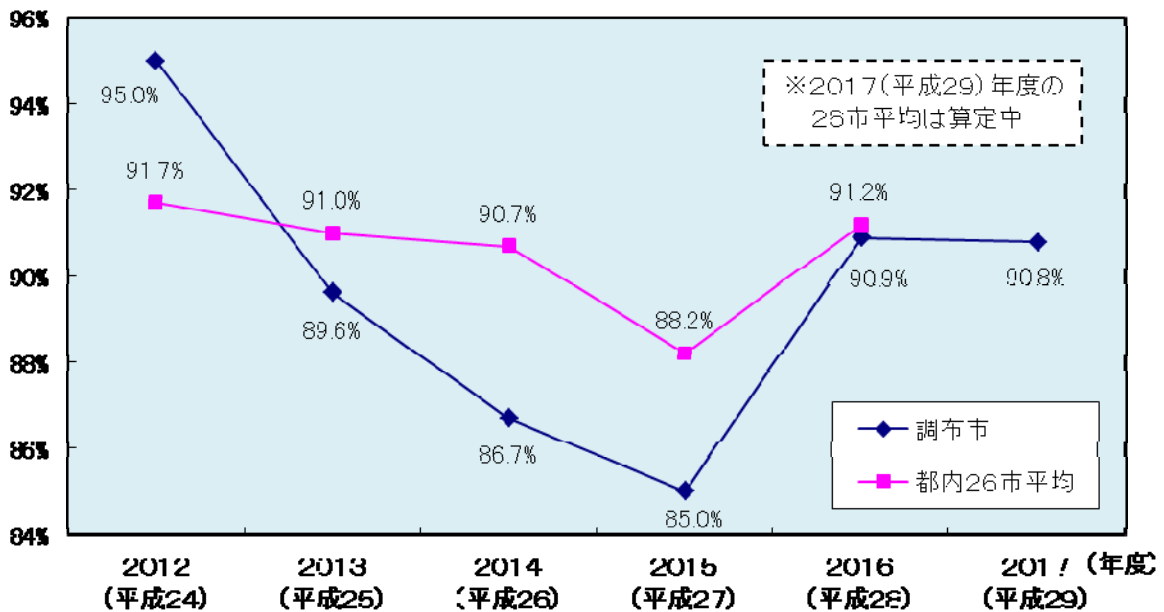


第4編 計画を推進するために（行革プラン2019）



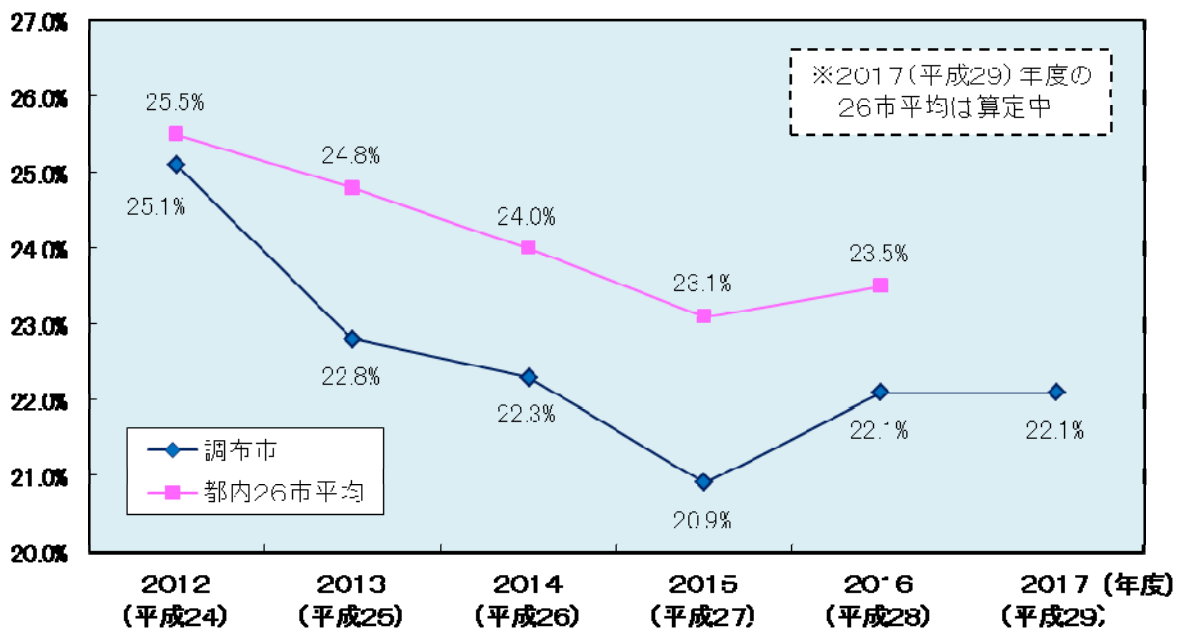
2 歳入・歳出

経常経費比率の推移



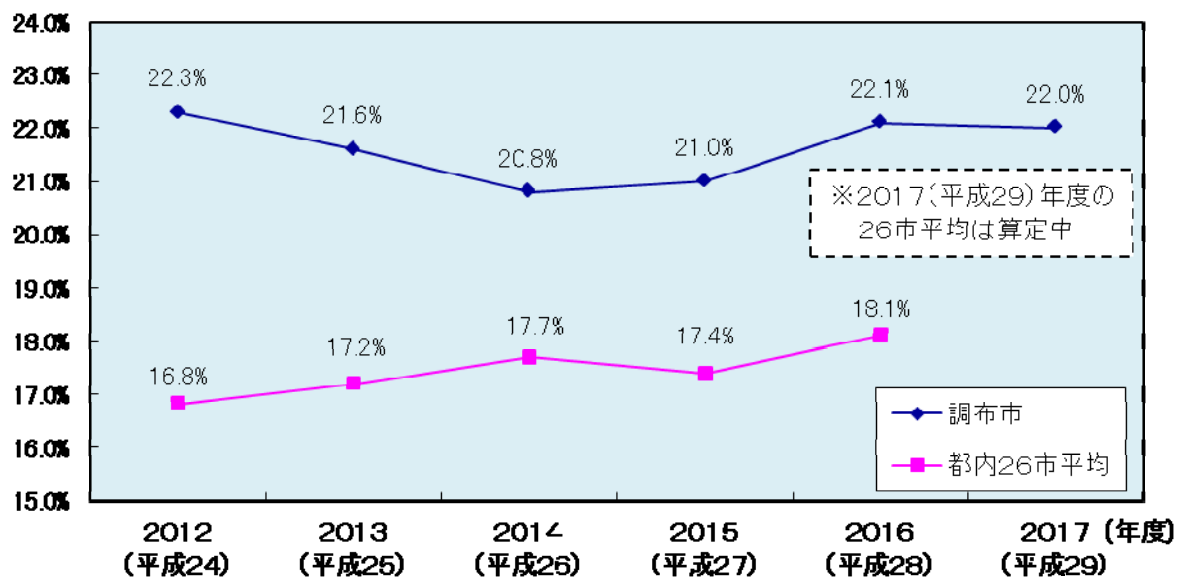
(注) 1 「経常収支比率」とは、財政構造の弾力性を示す指標で、経常的な経費に充てた一般財源の、経常一般財源に対する割合のことをいいます。なお、「経常一般財源の額」には、減税補てん債及び臨時財政対策債が含まれています。
 2 【出典】「市町村決算状況調査結果（東京都総務局行政部市町村課）」よりデータ引用

経常収支に占める人件費の比率



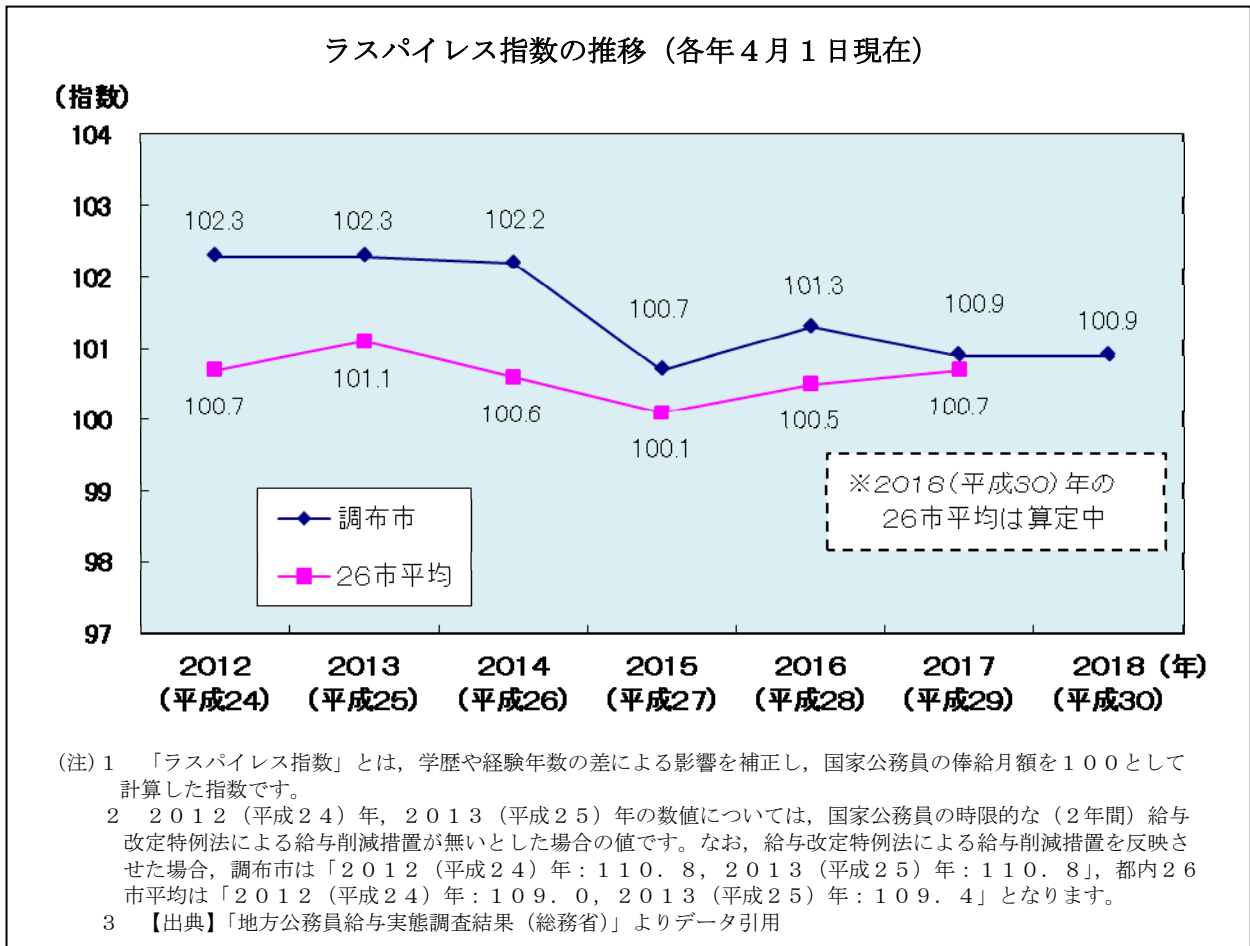
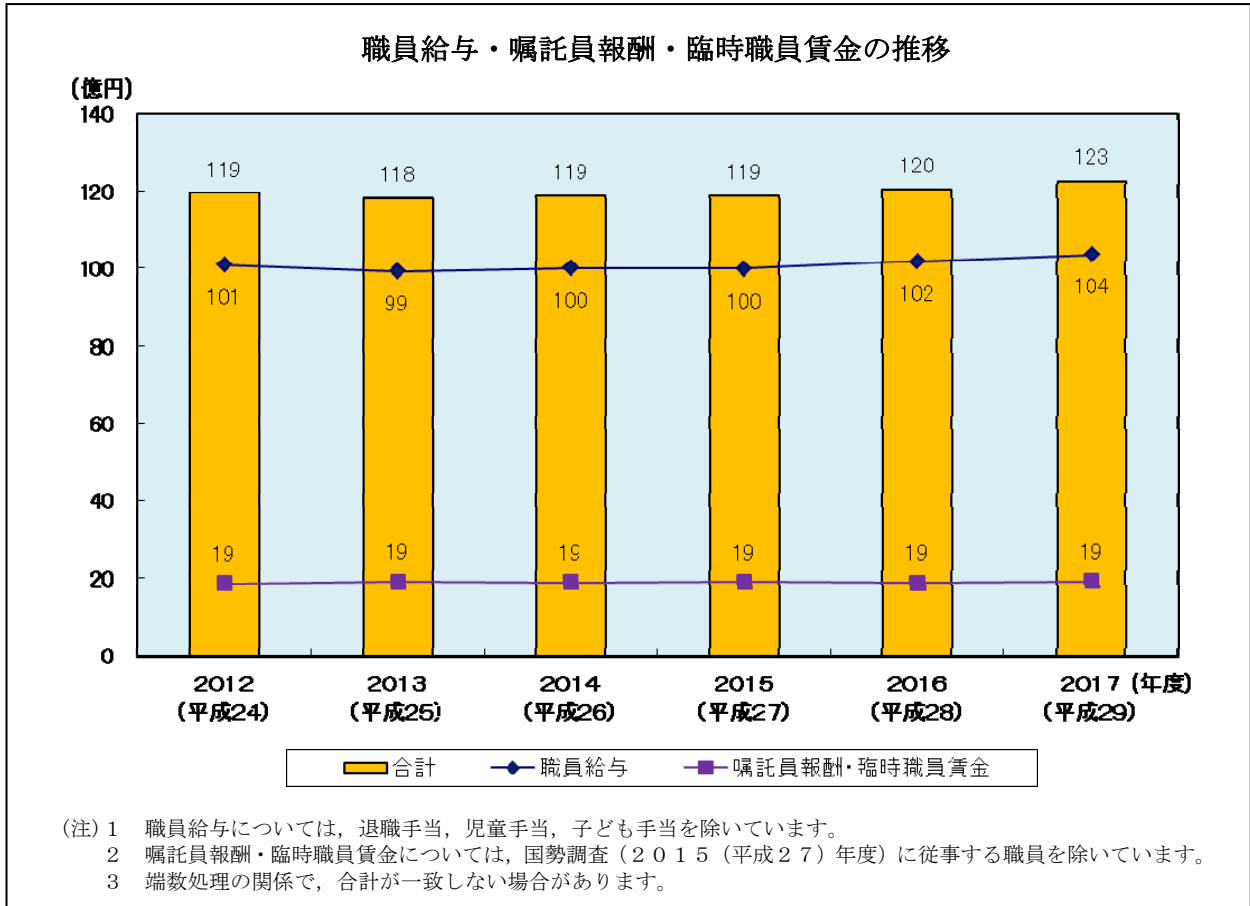
(注) 1 「人件費」とは、職員などに対し、勤労の対価として支払われる経費のことをいいます。具体的には、報酬・給料・職員手当等・退職金など。
 2 【出典】「市町村決算状況調査結果（東京都総務局行政部市町村課）」よりデータ引用

経常収支に占める物件費の比率

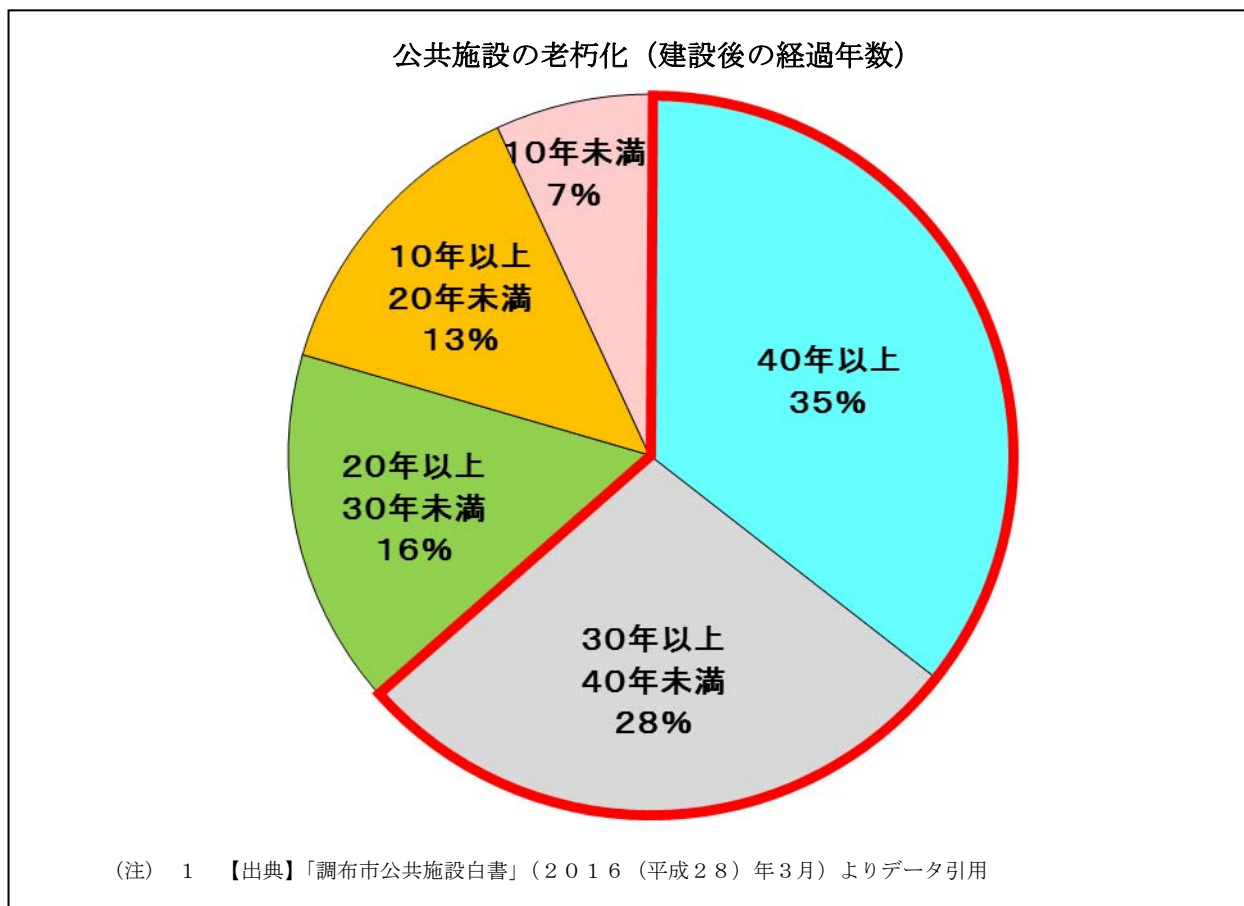
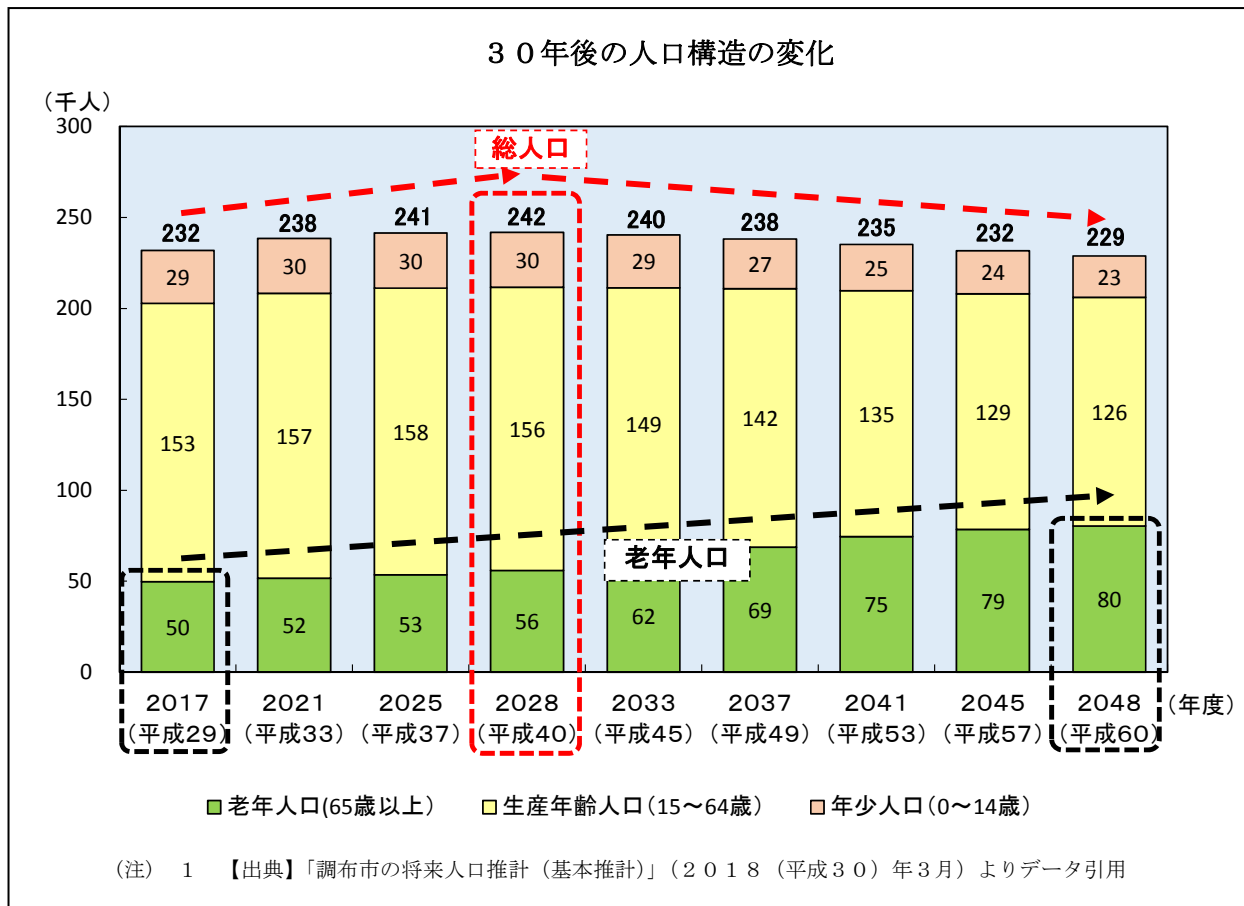


(注) 1 「物件費」とは、人件費・維持補修費・扶助費・補助費などに分類されない消費的性質の経費のことをいいます。具体的には、賃金・旅費・需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料・備品購入費など。
 2 【出典】「市町村決算状況調査結果（東京都総務局行政部市町村課）」よりデータ引用

3 給与構造改革

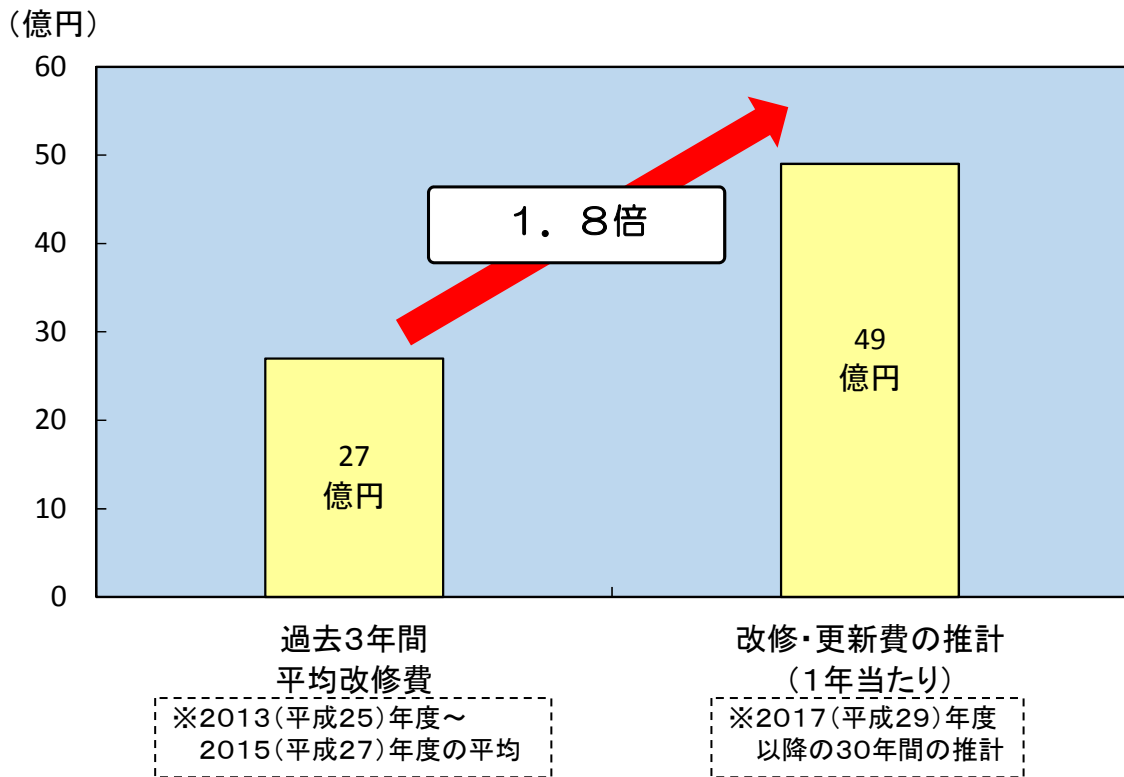


4 公共施設マネジメントにおける課題

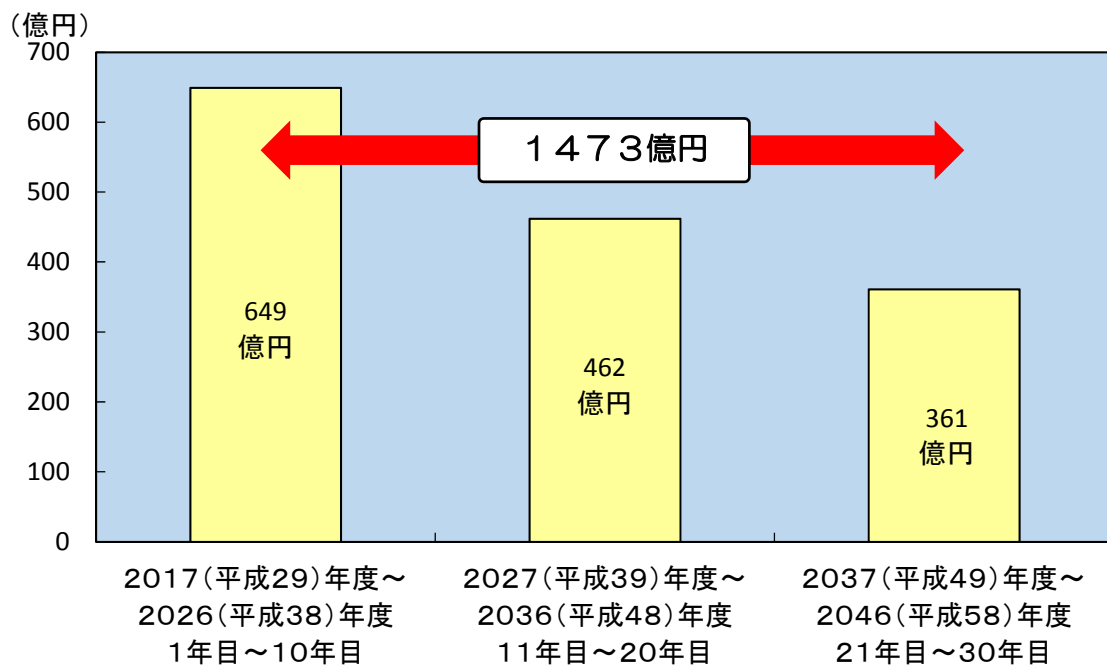


公共施設の改修・更新費（今後30年間の見通し）

1年当たりの改修・更新費の比較



今後30年間（10年ごと）の改修・更新費の推計



(注) 1 【出典】「調布市公共施設等総合管理計画」(2017(平成29)年3月)よりデータ引用